

議 事 録

平成25年度決算審査特別委員会

[第1日]

平成26年9月16日（火）

開 会	
委 員 長	おはようございます。 本日の出席委員は、１６人につき、定足数に達しております。 ただ今から、平成２５年度決算審査特別委員会を開会します。 （１０：００）
委 員 長	お諮りします。 議会運営委員会にて、決算審査特別委員会の日程が協議され、本特別委員会は、本日、９月１６日から１８日の３日間を、審査日程としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、本特別委員会は、本日、９月１６日から１８日の３日間に決定しました。 本日は、決算審査報告のため、西依代表監査委員に出席していただいております。 ただ今から、平成２５年度一般会計及び特別会計の決算審査並びに基金運用状況審査、及び平成２５年度水道事業会計決算審査の報告をお願いいたします。 西依代表監査委員、よろしくお願いいたします。 西依代表監査委員
西依代表監査委員	おはようございます。 平成２５年度の決算審査の結果報告をさせていただきます。 詳しいことは、この意見書に書いてございますので、私は、１５ページのむすびを読まさせていただきます。 平成２５年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査の結果について、意見を述べましたが、各会計決算及び基金ともに、計数に誤りはなく、適正に執行されており、非違な点も見受けられず、よく整理された決算は、正確であることを認めました。 本年度も計画的な事業推進、持続性のある町財政と創造の町づくりの推進に向け、各種事業が行われました。 学校環境整備において、夜須中学校グラウンド整備、町内全小中学校空調設備導入への設計業務、公園では、多目的運動公園、住宅では、篠隈町営住宅の第１期工事、防災面で、防災行政無線の設計などの整備事業が行われましたが、事業は、各種補助金や有利な起債が最大限に活用されています。 借入れは、償還の９割以下に抑制していることから、町債残高は減少していますが、この傾向を維持するには、今後は相当の財政努力が必要であります。 福祉や町の特産品の開発に、そつたく基金が有効に使われていますが、限りある財源であることから、今後とも一般会計でできないような福祉、その他に大切に使うほしいと思っております。 本町の普通交付税の算定は、合併算定替の特例が適用されており、平成２５年度はまだ５億６千万円の増額交付を受けています。 この特例は、平成２６年までの適用であり、来年度から５年間は段階的に縮減し、平成３２年度から適用されなくなります。 これらの情勢を踏まえ、持続的に本町の財政運営をしていくためには、高齢化が進み赤字傾向の続く国民健康保険事業などは、早めに適正な保険料への改定などの対策が必要であります。 本町の基幹収入である町税や使用料は、納税推進室などの努力により、相当な成果を上げていますが、他の町村と比較において見劣りする面もあります。

	一般的に税金、使用料ともに延滞すると徴収が難しくなり、延滞解消に労力を要することから、事前の広報活動などを通して、期限内納付の意識を推進しなければならないと思っています。 納税推進室は、税務課と組織上は一体化しますが、納税推進の精神は、全職員が担わなければならないのであるから、夜間訪問徴収などの体験を通して学んでほしいと思っています。 次に、水道事業会計の決算審査の結果報告をさせていただきます。これが6ページの結びです。 平成25年度筑前町水道会計事業は、決算資料及び付属書類ともに、法令に準拠して作成され、その計数は正確であることを認めました。平成21年7月より供用開始となりましたが、人口の集中した地域の工事が順調に進行しました。下水道工事とともにインフラ工事の目玉であり、町財政より、平成25年度も323,000千円の繰出金があります。 せっかくの水道事業に対して、より多くの町民の利用が待たれるところであります。 以上、監査報告をさせていただきます。
委員長	決算審査等の報告が終わりましたので、ここで、西依代表監査委員には、退席していただきます。たいへんお疲れさまでございました。 (西依代表監査委員退席)
委員長	本会議で付託されました、認定第1号から認定第8号までを審査いたしますが、審査の方法について、お諮りいたします。 審査の方法は、議会運営委員会で協議を行い、認定第1号「平成25年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、お手元にお配りしておりますように、所管ごとに歳出の審査を行い、すべての所管課の歳出の審査が終わって、歳入を審査いたします。 認定第2号から認定第8号までの特別会計歳入歳出決算認定については、各特別会計ごとに審査を行います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 決算認定の審査に入る前に、平成25年度普通会計決算の概要について、説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、平成25年度普通会計の決算の概要について、説明いたします。 決算の金額につきましては、千円単位で説明いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 決算委員会説明資料をお願いいたします。 1ページでございます。 普通会計の概要でございます。 1ページ目につきましては、普通会計における成果をあげております。 交通道路網の整備、農業の振興、商業の振興、学校教育設備などの整備が主なものでございます。 2ページでございます。 2ページにつきましては、今後の財政運営について、記載しております。 歳入におきましては、町税は減収傾向にあり、自主財源の確保は、基金の繰り入れに頼らなければならないというような状況でございます。

	歳出におきましては、少子・高齢化対策それから医療費対策など、扶助費の増加が見込まれております。 また、多目的運動公園の整備、防災無線事業、町営住宅整備事業など、大きな財政負担が伴う事業が計画されております。 このような情勢を踏まえながら、限られた財源の中で、総合計画、実施計画並びに財政計画をもとに、計画的な事業実施による健全財政の町づくりに向けて取り組みを進めていかなければならないと思っております。 3ページでございます。 決算統計における数値について、説明いたします。 この概要の説明における数字につきましては、決算統計の数値を用いております。そのため決算統計における純計操作により、それぞれの会計の300万円の差が出て来ております。 それから、決算統計作成の要領により、ミニ公募債の一括償還金2億円についても計上いたしておりませんので、一般会計の決算書との差が出て来ております。ご了承いただきたいと思います。 次に、決算収支の状況について、説明いたします。 25年度の歳入総額は、13,252,226千円です。前年対比14.6%となっております。 それから、歳出総額につきましては、12,750,704千円です。前年対比13.3%の増となっております。 実質収支につきましては、265,453千円、単年度収支につきましては、マイナスの33,516千円。それから、実質単年度収支につきましては、45,236千円となっております。 4ページをお願いいたします。 歳入の状況でございます。 表2につきましては、自主財源と依存財源に分けて掲載しております。また、一般財源と特定財源を、財源構成を枠外に上げております。 歳入の主なものについて、説明いたします。 町税につきましては、2,883,037千円、1.7%の減となっております。 内訳につきましては、次のページに記載しておりますので、見ていただきたいと思います。主な理由につきましては、固定資産税、法人町民税の減収でございます。 国庫支出金につきましては、1,377,673千円、46%の増ということになっております。 主なものにつきましては、地域の元氣臨時交付金300,892千円、保育所運営負担金111,721千円、障害者自立支援給付等負担金230,149千円でございます。 繰入金につきましては、1,671,556千円で、1,825.7%の増となっております。 主なものにつきましては、両筑国営の二期工事の負担金、それから電算システムの更新事業、それから地域振興基金積立でございます。 一般財源の不足分としまして、繰入金が増加しておるといような状況でございます。 それから、8ページをお願いいたします。 歳出の状況でございます、 目的別経費の状況につきましては、表3に掲載しております。8ページ、9ページに細かいことは書いておりますので、ご参照いただきたいと思います。 それから、10ページをお願いいたします。
--	--

	性質別経費の状況を、表4に掲載しております。 1億円を超える増減があるものについて、説明をいたしたいと思います。 まず、扶助費につきましては、1,615,163千円、11.9%の増となっております。 主な内容につきましては、自立支援給付それから保育所運営負担金等の増でございます。 公債費につきましては、1,658,489千円、マイナスの12.7%の減となっております。 それから、普通建設事業におきましては、1,264,106千円、29.8%の増となっております。 主なものにつきましては、先ほど監査委員の説明ございましたように、夜須中学校グラウンドの整備事業、それから町営住宅篠隈団地建替え工事業、それから多目的運動公園整備事業等でございます。 物件費につきましては、1,666,641千円、8.9%の増でございます。 主なものにつきましては、電算システムの更新委託料が増えております。 補助費につきましては、2,243,098千円、48.8%の増となっております。 主なものにつきましては、先ほど申し上げました、両筑国営二期事業の負担金、それから水道事業操出負担金でございます。 積立金につきましては、829,856千円、73.5%の増となっております。 主な理由につきましては、地域振興基金元金の積み立てでございます。これは、合併振興基金からの組み換えを行っておるところでございます。 操出金につきましては、1,706,591千円、7.8%の増でございます。 主なものにつきましては、公共下水道特別会計への繰出し、それから、介護保険連合への負担金等の増でございます。 13ページをお願いいたします。 13ページにつきましては、経常比率について、書いております。 経常収支比率につきましては、人件費、公債費の減、それから、扶助費、物件費については、決算自体は増となっておりますが、経常経費的には減となっておりますので、前年対比の0.8%、91.8%となっております。表がありますので、参照していただきたいと思います。 それから、14ページでございます。 14ページにつきましては、基金の状況でございます。 基金につきましては、積立金を829,856千円、取り崩しを1,671,556千円行いまして、普通会計で6,847,375千円の基金残となっております。 15ページをお願いいたします。 15ページは、町債の状況でございます。 町債につきましては、938,768千円を借入れし1,365,976千円の元金償還を行いまして、17,613,481千円の町債の残高となっております。 16ページをお願いいたします。 16ページにつきましては、これまで説明いたしましたものをまとめたものでございます。重複するものにつきましては、説明を省かせていただきます。 歳入につきましては、決算額の二重線が下線にあるものについては、自主財源でございます。 それから、中ほどの収支の状況の下の方、歳出決算倍率につきましては、歳出額を標準財政規模で除したものでございます。当該団体の決算規模を判断する際の指標になるものでございます。
--	--

	その右の上のほうです。標準財政規模につきましては、地方公共団体の標準的な状態での、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものでございます。標準税収入額等に普通交付税を加算した額でございます。77億ほどございます。 それから、その下、財政力指数です。財政力指数につきましては、基準財政収入額を基準財政需要額で除したものでございます。過去3年間の平均ということで、0.46ということになっております。 その下、公債費負担比率につきましては、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する比率でございます。この比率が高いほど財政経営の硬直化が高まっているということになっております。 それから、次、下のほうですね、実質収支比率につきましては、実質収支の標準財政規模に対する割合でございます。概ね3から5%が望ましいと考えられております。 それから、右の端でございます。ちょっと下のほうでございますが、現在高倍率につきましては、地方債現在高の標準財政規模に対する数値でございます。 将来の公債負担を把握する指標となっております。 次のページ以降につきましては、決算の概要の推移を表しております。平成21年から25年、5年分の決算の推移を掲載しております。ご参照をお願いしたいと思います。 以上で、説明を終わります。
委員長	普通会計決算の概要説明が終わりました。 この件で、特に質疑があれば、お受けいたします。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 認定第1号 「平成25年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 総務課の説明を求めます。 総務課長
総務課長	おはようございます。 総務課関係の決算について、説明いたします。 決算書のほうから説明いたしますので、決算書の45ページをお開きください。 なお、すべての課においてですね、決算額は、千円未満を切り捨てして読み上げますので、ご了承お願いしたいと思います。 1款1項1目議会費です。議員の報酬及び職員人件費、議会運営に要する費用です。支出済額が111,255千円です。決算内容は例年どおりで、経費の節減に努め、予算通りの支出でございます。内容の説明は省略いたします。 次に、47ページです。 2項1目の一般管理費です。支出済額が359,591千円。この一般管理費の主な内容は、特別職の人件費、活動、行動費、総務課及び環境防災課の消防安全係、財政課の電算係の人件費、その他総務課中心の行政運営及び管理運営全般の費用です。 支出済額が、前年度より44,569千円増加しておりますが、主な要因は、職員の退職者が多かったことに伴う退職手当組合負担金の増によるものでございます。 人件費の2節、3節、4節は、省略いたします。 10節の交際費の使途につきましては、ホームページに公表をしております。 11節の需用費は、財政課で管理しております統一消耗品を含めて、8,371千円を支出しております。このうち総務課関係分は282千円です。

	49ページになります。 49ページの12節から14節まで経常経費、及び19節の負担金補助及び交付金は、説明を省略します。 次に、2目の文書広報費、支出済額が13,387千円です。主な経費として、広報ちくぜん1万300部の印刷製本費、その他インターネット、町の例規集関係の経常的な費用です。 51ページ、18節の備品購入費27千円は、郵便用の備品として、郵便スケール2台の購入費です。 続きまして、少しページが飛びますが、63ページをお開きください。 63ページ、22目の自治振興費です。支出済額36,377千円です。 自治振興費の内容は、区長の報酬及び区長会の運営費用と町功労者表彰関係の費用、及びボランティア保険料、総合賠償保険料です。 また、少しページが飛びますけれども、69ページをお開きください。 28目そったく基金事業費です。支出済額は7,059千円です。前年度より5,579千円の増であります。主に、そったく号の購入によるものであります。 8節報償費は、みなみの里にて開催しました食の都づくり推進大会での、ちくちゃんバースデーケーキのコンテストの表彰関係の経費です。 13節の委託料は、中村学園大学と包括連携に基づく筑前クロダマルを核とした、筑前町農産物のブランド化のための必要な調査研究委託料1,000千円です。 続いて、71ページになります。 2項1目の町税総務費に、総務課が事務局をしております固定資産評価審査委員会の経費が含まれております。 1節の報酬費が委員3名分の報酬、それから、9節の研修旅費と、それから次の73ページの19節、固定資産評価審査委員会の研修会の負担金を支出しております。 ページが飛びまして、77ページをお開きください。 4項選挙費です。1目の選挙管理委員会費、選挙管理委員の報酬等で302千円の支出となっております。 2目の選挙啓発費は、通常活動の費用として、164千円を支出しております。新成人への啓発などを行っております。 4目の参議院議員選挙費です。7月21日に選挙が行われた投開票事務の費用と、期日前投票に要した費用9,485千円を支出しています。 次、79ページになります。 18節の備品購入費は、自書式投票用紙読み取り分類機の増設ユニットと制御パソコンを購入したものであります。 6目の町長選挙費です。無投票であったため、準備にかかる経費820千円を支出しています。 7目の町議選挙費です。4月14日に補欠選挙が行われた投開票事務の費用と、期日前投票に要した費用、6,049千円を支出しております。 続いて、83ページをお開きください。 6項1目監査委員費です。監査委員の報酬、その他監査の事例集等の追録代、1,257千円を支出しています。監査委員の報酬、研修旅費等です。細かな内容の説明は省略します。 以上で、決算書の説明を終わります。 次に、決算審査特別委員会資料の主要施策の成果及び将来の課題について、説明をいたします。 47ページをお開きください。 時間の関係上、主要項目のポイントのみ説明をいたします。
--	--

	上のほうから、人事定数管理です。 職員採用２次試験では、外部面接官を採用し、グループ討論、面接試験を行い、人物を重視し、これからの担い手にふさわしい人材の確保に努めました。 組織機構です。予想を上回る職員の退職による減に対応すべく、組織の見直しに取り組み、課の統廃合を実施し、新しい組織機構に引き継ぐことができました。 定数管理や組織機構においては、地方創生の時代に適応した戦略的な体制を築いていくことが課題となっております。 給与管理です。東北大震災復興のため、職員の理解と協力のもと、平成２５年７月から２６年３月まで７．８％の給与減額措置を実施をしました。また、給与の適正化に努め、ラスパイレス指数を是正する対策に取り組みました。 人事評価制度です。２５年度は２回目の通年試行と管理職対象に、本格運用に取り組みました。この試行により、職員の意識改革が進みました。また、目標適正化会議や評価者実践研修を重ね、地方公務員法改正に伴う２８年度からの人事評価の本格運用に向け、協議を進めていかなければならないということが課題であります。 職員研修です。階層別研修に１５人、様々な行政課題に対応するための選択研修に２９名が参加しました。選択研修に対する意欲が職員間で開きがあり、研修に対する意欲を向上させなければなりません。また、倫理観や専門性の向上を図るための、各種研修を実施する必要があります。 ４８ページです。 行政事務委嘱、区長会に関することですが、区長に１３項目の行政事務を委嘱し、行政のパイプ役として活動していただきました。 それぞれの区において、多種多様な住民ニーズに応えるため、区長業務の難易度が上がっているため、課題をそれぞれ出し合って、区長同士で意見交換する機会を提供しました。さらに工夫し、情報交換の場を設ける必要があると考えております。 広報関係については、町の取り組みや町民の生活に密着した情報の提供を行っています。さらなる改善を図り、町民に必要な情報を的確に掲載するよう努めていきます。なお、県広報コンクール写真の部において、３位入賞をしております。 政策支援業務では、食をテーマに大学と連携し、特産品の開発研究、食の都推進大会の開催等を行っております。 また、食の都ちくぜんのＰＲのため、東京で行われました町イチ村イチに特産品のブースを出展を行いました。 行政評価制度導入です。７４３事業の全事務事業の評価の実施、及び施策評価を実施しました。職員の意識改革や効率的、効果的な業務へ繋がっております。 ４９ページです。 情報公開、個人情報保護については、２件の情報開示請求があり、適切に対応しました。 政治倫理審査会については、６回の審査会を開き、町三役、議員の資産報告書の審査を行っていただき、審査会意見書を提出いただきました。 さらに透明性を高めるため、問責や請負に関する部分について、より厳格な条件を追加するなど、条例等の見直しを検討されたいという意見書が出されましたので、条例変更を含めた検討を行っておりますのでございます。近い時期にその内容を、議員の皆様へ説明したいと考えております。 それから次に、ホームページの更新について、情報を迅速に提供することに努めました。アクセス件数は２６万件ということで、毎年増加傾向にあります。さらにリアルタイムに情報を提供するため、更新頻度を上げること、より良いホームページ作りを進めていかなければなりません。 町政報告会と住民説明です。町長の選挙の年であり、例年のような町政報告会の開
--	--

	催が困難であったため、青年会議所と協力し、1期4年間のマニフェスト検証会を実施しました。各種団体代表者からの意見に町長が答える形での検証会となり、共に協力し合って町づくりを推進していこうという、町民の関心の高まりに繋げることができました。 50ページです。 定例記者会見です。 議会定例会前に、年4回開催し、本町の情報を提供することで、新聞報道に繋がりました。 広聴では、町長へのたよりを実施し、48件の提案が寄せられました。主な内容については、町政報告会で報告したとおりでございます。 次、選挙です。投票率の向上と投票所の再編が、今後の課題となっております。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 内堀委員
内堀委員	資料のほうについて、お願いいたします。47ページです。 組織機構についてですけれども、私は一般質問でもたびたび質問をしておりますけれども、これは単にですね、合併時に目標に立てた正職員の数においての問題があるのか。基本的に機構自体をもっと見直して、効率的な職員体系を取らなくちゃいけないのかですね、その部分はどういうふうに考えてあるのか、まず、質問をいたします。
委員長	総務課長
総務課長	組織機構の今後の考え方ということで、ご理解してよろしいでしょうか。 合併当時はですね、170人というのが、1つの目標の人数でございました。合併10年後の目標がですね。 途中、総合計画等の見直しによりまして、現在、28年度の目標人員が177名ということになっております。 ただ、去年がですね、急きょ退職者が多くてですね、一気にそれだけの人数を採用することが難しいので、今現在170名ということで、少し目標を上回った形でのですね、数値になっておりますけれども、今、この人数というのは、これ以上今の状況では、減らすことは難しいというふうに思っております。 また、新しい国の動きもありまして、地方創生というかですね、そういうことで、町、人、仕事ということで、地方がですね、そのことに対して、戦略的にやっぱり動いていかなくてはいけないということもございますので、そういった攻めの行政をやっていくためにも、今後、そういった組織の改編も必要になってくるのではないかとこのように感じておるところです。以上です。
委員長	内堀委員
内堀委員	合併時の目標は目標としてですね、実際、いろんなことを進める中で、そういった実態が出て来ているんだと思いますけれども。 そこで、正職員は、やはりこれくらいの数は必要だと、いうふうな数字は出てきたと思いますけれども、やはり筑前町となって、職員側からも住民側からしてもですね、今後やっぱり組織をきちんと見直していくことが、重要な課題というふうに考えております。 具体的な目標があれば、こういった状況を見ながら、具体的な目標があればですね、少しお聞かせいただきたいと思いますけれども。
委員長	総務課長
総務課長	先ほど申しましたように、具体的な目標というのは持っておりませんけれども。 持っていないというかですね、今後、総合支所の問題とか、それから、いろんな施

	設の問題であるとか、そういうところをですね、総合的に考えて、その方針がはっきりしないと、また次の10年後の、例えば、何人体制が町にとって一番望ましいのか、その辺のことはまだ見えてきておりませんので、今後、そういった他の検討委員会、公共施設等の検討委員会とかですね、そういうところでの、ある程度の、いつまでに、じゃあ支所をどうするのかとか、そういうのが決まってくることによって、人員の配置もですね、それから、いつまでに組織をこれぐらい見直すとかというところが出てくるんじゃないかなと思っていますので、そういう方向で進めてまいりたいと考えております。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	これは、25年度の決算でですね、これだけ具体的に、やっぱり正規職員の問題とか、機構についての課題はあげていると思うんですね。 やっぱりそれで目標が分からないとか、いつになるか分からないというのは、私は若干、もうちょっとしっかり考えていかなくちやいけないんじゃないかなというふうに思うので、その辺は課題として言っておきたいと思います。以上でございます。
委 員 長	木村委員
木村委員	同じページでございます。 資料のほうの下から2枠目、一般非常勤職員、臨時職員の管理について、お尋ねいたします。 これについては、最小の費用で最大の効果を上げるという部分でですね、一生懸命努力をされてある部分であると思います。 しかし、課によってはですね、例えば健康課で、休みの日に外部に出るとか、生涯学習課で休み時間に出る。また、それに対して、時間外が発生するとかですね、そういうことも聞いておりますが、時間外についての、その辺の管理ですね。 それと、どうしても忙しい窓口でですね、忙しい部署に、そういった職員を配置するもんだから、日曜日出ても代休が取れないとかですね、別のときにですね。そういうところも耳にするところですが、その辺の管理はきちんとされてありますでしょうか、お尋ねいたします。
委 員 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 一般非常勤職員ですね、臨時職員につきましては、時間外はないというのが基本でございます。原則ありません。 あと、どうしてもですね、普通8時30分から5時15分が勤務時間でございますけれども、それ以外の時間帯に、あるいは日曜日とかに業務でする場合には、すべて代休でその分を処理をしていただいております。
委 員 長	一木委員
一木委員	資料のほうで質問させていただきます。ページは50ページでございます。 2つ質問させていただきますけれども、町議会議員の選挙執行事務ということで、一番下の段でございます。上の段とちょっと絡みますけれども。 投票率が66.51%ということで、前回ということで説明を受けたところでございます。 来年1月が選挙の投票日ということで、1月の25日ということで聞いてましたけれども、先日の全員協議会の折に、18日ということで、1週間早まっております。原因は、過去の天気の数値に基づくということで、説明を聞いたところでございますけれども。結構ですね、1週間は厳しくなっていくと思います。候補者の方にとってはですね。 また4年後ということになるわけでございますけれども、そのときにかかわる方がど

	ういうふうになるか分かりませんが、投票率がアップしていただきたいというふうに願うわけでございます。 その結果を踏まえながらですね、次へ向けて、また協議を選挙管理委員会等でしていただくと考えられますけれども、1週間は結構厳しいと思います。 その辺りの検討をですね、次の結果でまた加えていただくということをお願いした方がいいんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。 それと、その上のほうでございます。投票率の再編が課題ということでございますけれども、この辺りについて、来年1月の選挙の投票所ですかね、この辺りについても何かお考えがあるものか、2つお尋ねしたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	まず、町議会議員選挙の件ですけれども。 これについては、期日につきましては、選挙管理委員会のほうで検討された結果ですね、そういうことになっておりますので、それをそのとおり執行するというところでございます。 あと、投票所の再編が課題ということでございますけれども。 これについては、現在10投票区を、町内に10投票区分けて投票所を設けております。この再編については、特に人口が減少しているような山間部の投票区について、実際、その運営の経費もかかりますし、実際ほとんどの方が車で来られているというような状況もありまして、地元区にですね、相談をしてきたところでございます。 その結果、地元区としては、まだ投票区は置いといてほしいという要望がありましたので、将来的には課題ですけれども、次の選挙については、これまでどおりの投票区で実施する予定としております。
委員長	一木委員
一木委員	説明を頂きましたけれども、先ほど、最初の質問の中でですね、来年1月は、そういうふうに説明を聞いております。投票率アップということ、町民、私どもも願うわけでございますけれども。 もし、そういうふうな結果にならないということが、もし出た場合等はですね、1週間早まるということは結構ですね、当事者にとっては厳しいのかなというふうにも考えられますので、次回は、結果を踏まえながらですね、検討していただくことも大事じゃないかなというふうに思っておるところでございます。 投票所につきましてもですね、山間地域は、この1月あたりは積雪等でなかなか、経費等の節減ということもありますのでしょうけども、天候の状況では厳しいということも出てくることもありますので、今2点、再度説明、お考えを加えていただきたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 選挙の場合はですね、投票率のアップというのが、1番の課題であるというふうに思っております。 先日の選挙管理委員会の中で、じゃあ、どうやって投票率を上げたらいいんだろうかということが、議論になったということで、その中で、じゃあ、1月の25日と18日、どちらが好ましいだろうかと、いろいろ議論されたようでですね、その中で最終的に、天気はどうだろうかということで、過去50年間の天気を調べたところ、過去50年間でですね、この1月18日が、雪の日が1日しかない、1月の25日は、雪の日が3分の1だというようなことで、そういったことからですね、投票率をアップするためには、少しでも天気のいい日、過去の状況から、いいほうがいだろうというところで、そういうふうになったというふうに聞いております。

	そういうことで、中山間地の積雪の状況も勘案して、18日のほうがよからうというような、選挙管理委員会のお話の結果になったところでございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	人事について、お尋ねをいたします。 国はですね、女性力に大いに期待をされまして、2020年度までに女性管理職を30%ということを出しておりますが、このことに対応いたしまして、町として、何か今お考えがあるものなのか、お尋ねをいたします。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 職員の採用、登用につきましては、もう男性、女性関係なくですね、しっかり仕事、業務を遂行していただければというふうに思っております。 何年後に何%、あるいは何十%女性の管理職を登用するとか、そういった目標の数値は持ってはおりません。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	これまでも女性の課長がおいでになって、今、1名おられるわけですがけれども、本当に、私も女性の管理職、期待をしております。 しかしながら、残念なことに、管理職になる間際でお辞めになったりとか、そういう方もこれまでにおられました。 そういったことでですね、これは、今現在本当に女性職員の方々は頑張っておられる方、多くいらっしゃると思います。 しかしながら、やはり男性の管理職の方のほうが多いわけでございますので、その辺がですね、微妙に心理面で影響している部分もあるのかなというふうに、捉えられるというか、そう考えられないことはないんじゃないかなと、女性の職員の方たちがですね。 だから、そういったことも踏まえながら、時が来れば女性の管理職も、当然出てくるんだというふうなお考えもあるかもしれませんが、やはり何らかの対応策なりですね、特に女性職員への、その面の教育と言いますか、支援、そういうことが必要ではないかなと。それはもう当然、男性も女性も同じ立場でお仕事はなさっていただいておりますが、本当に、じゃあこれで30%なるのかなというふうに、たいへん危惧いたしますので、その点もう一度ですね、町長も含めてですが、お考えなり具体策を立てていただけたらと考えます。
委員長	総務課長
総務課長	今もそうですけれども、これからそうですが、男女共同参画の社会を築いていかなければなりません。 ということで、少しでも多くの女性の方に参画してもらい、あるいは職場の中でも多くの女性管理職が育っていくことを期待しております。 今現在の年齢構成、それから職員構成からしても、今、絶対数の女性の方がですね、そういった年齢層に少ないので、なかなか目標を設けたとしても、設けることは大切だと思いますけれども、設けることの難しさが、現実としてあります。 将来的にはですね、今、女性の方、職員も一生懸命頑張っている方がたくさんおりますので、30%とは言わずですね、40%、50%になっていくというふうに思っておるところです。 また、そういうふうですね、職員を段階的にきちんと育て上げていくことが重要ではないかなというふうに考えております。
委員長	梅田委員
梅田委員	なかなか具体策をと言いましても、お答えできないんじゃないかなというふうには

	思っております。た 課長、今言われましたように、40%、50%と、もうこれはベストでございます。その方向でしっかり取り組みをお願いしたいと思いますが、町長、どのように、今後、本当になかなかお示しできない部分はあると思いますけれども、今、町長がお考えになっておられます具体策ございましたら、最後にお聞かせいただきたいと思います。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 男女共同参画社会、うちは40%を超えてですね、県下でもトップクラスにあります。 そういった状況の中で、管理職と区長会が、非常に女性が少ないというのが、本町の特徴でもあるし、課題でもあると、そういった認識でございます。 私は、積極的に女性ですね、女性だからのポストということではなくて、ぜひ作業服が似合う、ぜひ現場服が似合うような管理職になっていただきたい、そういった強い気持ちでおります。 ただ、今、総務課長が申し上げましたように、なかなか対象年齢にですね、絶対数が少ないというのが1つございます。これは、地方公共団体でございますので、国みたいですね、外部から大臣を持ってくるというわけにはまいりませんで、やはり地方公務員の有資格者から管理職を選ぶというのが、今の在り方でございますので、そういったことで、十分念頭に置きながら、ぜひとも女性も、1人でも多く管理職に登用したいと、そのような強い気持ちでおります。以上でございます。
委員長	福本委員
福本委員	同じく資料の47ページの臨時体制ということで、お尋ねいたしますが、聞くところによると、2年後には退職者が多くおられるというふうな話をお聞きしております。 そういった中で、今、行政の業務の民間委託とか、そういったものも今後再編される中で、十分検討していただかなければならないというふうに思うわけです。 例えば、担当課の中では、嘱託で対応されておるということを、お話を聞くわけです。 確かに、定数の問題にこだわるわけではないと思いますが、臨時職なり、そういった嘱託職員で対応できるということも、それは担当課としては、そういう指示の下に動いてあるかもしれませんが、総務課としては、大体定数をしっかり守りながら、担当課に努力はしてくださいという話はなされておるものだというふうに思いますが、この点、いかがですか。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほどから申し上げますように、定数の目標を持っております。その目標の中で、今行っているわけですが、 業務につきましては、先ほど議員がおっしゃるようになりますね、業務委託できるような、民間委託できるようなところはですね、これまでも少しずつ、そういうふうに民間委託してきました。 今後もですね、いろんなまた業務も増えてくる要素もたくさんございますので、今持っている業務の中で、業務委託できる部分というのは研究しながら、また委託を進めていかなくてはならないと思います。 そして本来、本当に職員でやらなければやれないこと、そこに集中して、今の職員体制の中でやっていきたいというふうに考えます。
委員長	栗野委員

栗野委員	資料の４７ページのラスパイレスの件でお尋ねをいたします。 先ほど課長の説明では、ラスパイレスが昨年から比べて下がったと、ご説明がありました。 現在の町の指数は、県下でどのくらいの位置にあるのかと、今後の目標ですね、どのくらいのところに設定をされているのか、また、周りの企業と会社との比較をしまして、適正な目標を掲げていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 現在のラスパイレス指数につきましては、一番最新のラスパイレス指数、これは、昨年の分しか、まだ今年の分は出ておりませんので、数値がですね、昨年の分しかありません。 決算の資料の中にありますように、２５年４月のラスパイレス指数は１０９．３ということですが、この１０９．３というのは、国のほうが減額措置をしておりましたので、その分で高くなっておりますけれども、その減額がなかったと仮定した場合はですね、１００．９ということでございます。 そして、７月から町のほうが減額措置を行いました。その７月１日時点での、昨年７月１日時点でのラスパイレス指数は１００．８です。 この１００．９のときですね、県内の順位は、県内で６番目、高いほうからですね、６番目でした。 ７月の、この１００．８というのは、県内で３８番目になっております。これは、減額措置をしていない市町村もありますので、そういったことから、３８位ということでございます。 あと、地域の企業との比較ということでございますけれども、人事委員会等を町では持っておりませんので、あくまでも国が示した人事院勧告を尊重して、給与の改定は、これまでも行ってきておりますし、これからもそのようなことで、人事院勧告を尊重して行ってまいりたいと考えます。 それから、ラスパイレスの目標ですが、これはとにかく１００に近づくのが、一番いいというふうに考えておるところでございます。
委員長	河内委員
河内委員	今の栗野委員の関連ですが、昨年の決算資料では、今、課長、ラスパイレス指数１０９．３とおっしゃいましたが、１０９．６、参考値が１０１．３という数字をあげています。 それともう１点ですが、４９ページのホームページの更新事務、年々増加傾向にあるというご説明でしたが、昨年より６万件減っています。説明をお願いします。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、ラスパイレスの指数ですが、昨年よりも、そういうことで、昨年在１０１．３ということでしょう。それは２４年の４月１日が１０１．３です。そして２５年の４月１日は１００．９です。ですから、０．４ポイント下がったということでございます。それでよろしいでしょうか。 それから、ホームページのアクセス数ですが、昨年在２３万件で、今年が２６万件、その前の年が２１万件ということですね、２１から２３になって２６ということで、毎年数万件ずつ増えておる状況でございます。
委員長	河内委員
河内委員	昨年の決算資料は３２万件になっていますが、それは間違いですか。
委員長	総務課長

総務課長	お答えいたします。 アクセス件数については、もう1度確認させていただきたいと思います。私の持っている資料では、21万件から23万件、そして26万件ということで、毎年増えておりましたので、そのように報告させていただきました。 もう1回、再度確認させていただきます。
委員長	久保委員
久保委員	資料の47ページの一番上ですね、人事定数管理事務のことでお聞きいたします。 成果の中に、昨年度採用辞退者のため、支障をきたした経過があると記載されておりますが、辞退された理由が分かればご説明をお願いします。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 昨年辞退された理由はですね、他の自治体に合格されたということで、辞退をされたということでございます。
委員長	久保委員
久保委員	そういうことがあって、今年は1名多い合格者を取った。ところが、1人辞退者があったから、対応することができたということが書いてありますが。 じゃあ、辞退者がなかった場合には、1名増ということになりますが、こういうことでいいんでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	合格者というかですね、待機待ちというかですね、その1年間だけは、もしそういう補欠とか出た場合には、合格とすることにしますよという、そういう待機合格者が1名ということで、そこに上げておるところでございます。
委員長	久保委員
久保委員	ということは、昨年度、その前は、そういうことが対応されてなかったということですね。 受験者の方ですね、やっぱり自分の人生をかけて受験をされるわけです。そういう中で、合格者がよそを受けとって、そちらのほうに鞍替えをして、辞退をしたと。こういうことがあっちゃなんわけですよ。 やはり受験をされて合格された方は、必ず勤めてもらおうと、対応せないかんというような形をですね、私、取っていかないといけないと思います。 やはり受験者には人生がかかっています。もうこれ一本でやる受験者の方もおられますので、今言われた次点という形、この項目は、採用試験の条件の中に入っているんですか。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 採用試験で合格通知を出すときには、そういう辞退がないということを確認の上でですね、一応合格の通知というのは出しております。 ところがですね、本人さんがどうしても採用を取り消すということで申し出た場合には、一応、そういう事前に承諾書は取っているもののですね、本人さんの意思を尊重して、辞退された場合には、うちのほうとしてもそういうことを承諾しなくてはいけないような状況でございます。 昨年とその前と2年続けて、1人それぞれ辞退があったところでございます。
委員長	久保委員
久保委員	私は、何でここで質問を出したかと言いますと、落選された方がですね、いろいろ神経質、ノイローゼとかうつ病になられた方がおられるという事実を聞いたわけでございます。

	やはりそういうふうな命を懸けて受験を受ける方がおられる以上はですね、やはり合格者は必ず勤めていただく、もしくは辞退者が出た場合には、次点の方が繰上げになるという、こういうはっきりした文章をもってやっていただきたい。 やはり若い者の人生がかかっていますので、よろしくお願いしておきます。
委員長	川上委員
川上委員	決算書の４８ページにですね、健康メンタル相談謝金として２２１千円をお支払されておりますが、この成果と課題のところを見てみますと、地方主権、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の確保ができたということで、たいへんいい採用ができたと思うんですが。 反面ですね、やはりそういう、せっかくここに職員として入られて、その辺のメンタル相談があっているということで、ここで分かったんですが。 私も以前、嘱託の先生とお会った時に、やはり心のケアを必要とする職員さんが結構おられますよということも聞きました。 それで、やはり正規職員が減少して事務量も増えておると思いますが、また、住民からの要望、苦情等も対応せないかんということで、非常にメンタル的な面がですね、非常にその辺が低下しているというようなことじゃないかなと思うんですが。 そこら辺の心のケア、万全な対策をしておられるのでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 職員の心のケア、それからメンタル面ですね、そういった心配事とかたくさんあります。 そういうことで、臨床心理士の方に毎月定期的に来ていただいて、各職場割を作りましてですね、そういういろんな相談、面談をしていただくということを実施しております。 また、その中からですね、やはりどうしても医者へ繋いだほうがいいというような事例とかあった場合には、朝倉記念病院の林先生のほうと契約を結んでおりまして、初診の相談等にはですね、対応していただくということでしておりますので、できる限りの方法は尽くしておるというふうに考えておるところでございます。
委員長	川上委員
川上委員	この４７ページの将来の課題にですね、やはりこの成績のいい方の採用だけではなくて、将来的には、全国的に取り組みの事例として、人物を重視した試験も、今後再考する必要があるというようなことも書いておられます。 ということは、成績だけではなくて、やはりそこら辺の精神面の強い方というふうに判断していいのかどうか分かりませんが、そういうふうな考え方の、今後取り組みもしていきたいというふうなことでよろしいのでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 ここで、全国的な取り組みの一例として、人物重視した試験ということでですね、実施されていることもあるというようなことですけれども。これは、精神面はもちろんのことですね、本人のいろんなやる気であるとかですね、経験とかですね、そういったものを多く、ただ学力だけではだめですよというようなことで、いろんな人間としてのですね、いろんな心の豊かさとか経験豊富さとかですね、判断力とか、そういったことを総合的にその人物を見て、採用していきますよということを書いたところでございます。
委員長	川上委員
川上委員	ぜひ、そういうふうな方々を採用していただいて、非常に仕事ができる方が必要な

	んですが。 これは、町長にお尋ねなんです、やはり26年度にですね、やはり心のケアは一生懸命されておったと思うんですが、また途中で退職されました。本当に重要なポストの方でありまして、私は本当に残念だったなと思うんですが、その部署がその後まだ欠員のままということでございます。 今後、やはり27年の予算に向けて、また、今から必要な時期を迎えるわけですが、そのポストがですね、空けていいのか、早く私は、やはりその対応はしなくちゃならないということは思っているんですが、町長の考え方をお聞きます。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 中途退職者につきましては、私もいろいろ接触をいたしまして、それなりの理由あるいは必要性等をですね、しっかり話し合いの場を持たせていただきました。 それでも、その本人の人生設計の中で、どうしても今の段階で、新しい道を開きたいという強い希望でございましたので、残念ながら退職に至ったわけでもございます。 どの課も非常に重要でございます、精一杯4月の段階では配置をしたわけでございます。非常に、今、福祉関係事業も多くありましてですね、さらにどの課でも不足、不足というような声を聞きながら、今回の事態でございましたので、まずは、その課で対応していただきたいと。その課だけ特別扱いすることはできないということもございましたし、また優秀な職員が在籍しておりますので、ぜひ、これを持ち切っていただきたいと。 そのためには、全面的な他の課の協力は惜しまないと。そういった指示は、私がしますと。そのようなことで進めさせていただいております。 もし、嘱託等々でですね、必要なものがあれば、十分手当はさせていただきますけれども、現場の管理職あるいは職員と話しながらですね、一番今の対策がいいだろうというようなことで、現在進めているところでございます。 さらに必要なことがあれば、十分話を聞いて対応したいと思っております。以上でございます。
委員長	田中委員
田中委員	成果と課題の中でございますけれども、47ページ、人材の確保でございますけれども、他の市町村あたりはですね、中途の採用試験、一般的に民間に5年おった人材とかを受け入れる体制ができているかと思います。 筑前町として、今後どのようなお考えがあるのか、お尋ねいたします。
委員長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 これまでですね、一般的には、以前は25歳を大体年齢の制限を設けまして、採用を行ってきたところでございますけれども、一昨年から採用年齢を引き上げまして、30歳までということをやっております。 そういった中からですね、ここ近年、20代後半等の職員もですね、社会経験のある、民間経験のある職員の採用も行っております。 また昨年度は、専門職としてはですね、昨年は35歳まで年齢を広げまして、文化財の専門職については、現在34歳の方を、今年からまた採用したということで、そういった状況に応じてですね、年齢の幅を上げたり、社会人を採用するというような試みが、現在行っておるところです。 課題といたしましては、そういった、もっと年齢の高いところの中途採用というのは、今後の課題として捉えておるところでございます。以上です。

委員長	田中委員
田中委員	それは大いにいいことだと思っております。そして、年齢の高い人にもですね、40代とかでも採用させていただければというふうに思っています。 試験の内容が皆さん一緒になるからですね、その点がどうなのかなというふうな不安もございますけども、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。
委員長	宮原委員
宮原委員	主要施策の47ページですが、職員研修について質問しますが。 研修というのは非常に大事でございまして、町民の模範にもなる職員さんでございまして、業務的な研修はそれなりにされておるということですが、業務外の研修は、正直にここに書いておられますが、多忙でできなかったというような格好でございすけれどもですね、やはりこれはきちとしたですね、それこそ模範になるような職員さんを、今から作ってもらわないかんわけですから、これが怠ったということが、どういうことかなという感じで。 まず、多忙であったというのは、どういうことなのか。大体分からんことありませんけれども。それは、言うなら職員定数との関係もあるかもしれませんけども。 それと、25年度がそういった状況であったとするならばですね、26年度は、現状は、きちっとそういった計画でやられておるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。
委員長	総務課長
総務課長	なかなか職員研修についてですね、ここで、多忙である。職員研修に参加できる仕組みづくりが課題であるということで、書いておるようにですね、日常の業務に追われてですね、なかなか参加の希望を取っているわけですけど、専門研修とかですね。 ところが、なかなか手を挙げる方が少ない。その理由が、日常の業務に追われて、自分が別のところに、例えば3日間とか研修に行くと、他の人に迷惑がかかったり、自分の業務が結局たまって、そのことで逆に何日もその後残業が続くとかですね、そういうことがあって、そういう個人個人の多忙感というかですね、それがあって、なかなか研修への手が挙がらないというのがですね、実態でありました。 そういうことで、今年度は事前に、再度研修の行きやすいときにとということで、1年間のスケジュールを見せてですね、職員に。そして早くから、その研修を、いつあるからということで、事前にそれぞれが、計画的に研修に行けるようにということで、早め早めに研修計画を職員に提示してですね、そういう職員への参加を促しておるところでございます。
委員長	これで質疑を終わります。 総務課を終わります。
休憩	
委員長	ここで休憩をいたします。 11時40分から再開します。 (11:21)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:40)
委員長	先ほどの河内委員のホームページの件数の件で、総務課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 総務課長
総務課長	先ほど河内委員から、49ページのホームページ更新事務に伴いますアクセス件数の、件数のことですが、 昨年度のアクセス件数が、昨年の資料では32万人になっておって、今年が26万

	人で、減っているということですが、 大変申し訳ありませんが、昨年度の数値が、23万件が正しいということですので、32万件ではなく23万件。今年が26万件ということになります。 たいへん申し訳ありませんでした。
委員長	それでは、出納室の説明を求めます。 出納室長
出納室長	それでは、出納室の平成25年度決算及び主要施策の成果と課題について、報告をいたします。 まず最初に、決算書について、説明をさせていただきます。 決算書の51、52ページをお開きください。 2款1項4目会計管理費です。支出済額1,890千円。 9節旅費、11節需用費につきましては、出納室事務に必要な経常的経費であり、ほぼ前年度並みとなっております。 12節役務費の通信運搬費につきましては、毎月5日、15日、25日の3回、口座振替により支払いを行っており、支払いの多い業者につきましては、その振込内容が分かるように、明細書を送付しているところでございます。 また、1月末におきましては、源泉徴収表を、個人あるいは関係市町村に送付しております。 同じく公金受払手数料、599千円につきましては、指定金融機関やその他収納代理金融機関において、税金や使用料等口座引き落としをしていただいておりますが、その処理件数に対して、手数料として、1件につき10円を支払っているものでございます。 最後に19節、負担金補助及び交付金につきましては、指定金融機関との契約に基づき、JA筑前あさくら農協に人件費負担金として1,050千円を支出しております。 以上、決算の概要につきまして、説明を終わらせていただきます。 続きまして、決算特別委員会資料のほうより、決算に係る主要施策の成果及び将来の課題について、説明をさせていただきます。 決算審査特別委員会の資料、51ページをお開きください。 出納室の業務につきましては、収納、支出、基金の運用が主な業務となっております。 収納につきましては、OCRによる消し込み作業によりまして、税金、使用料などの公金の収納事務を迅速に処理しております。指定金融機関等との連携を図りながら、今後とも正確な事務処理に努めていきたいと思っております。 支出につきましては、毎月3回の定例振替、あるいは人件費等の支払いを正確に、遅れることのないように行っております。また、各課との連携により、公金の適切な支出に努めていきたいと思っております。 次に、基金の運用ですが、金融情勢はまだまだ厳しい状況にありますが、一昨年の大胆な金融緩和政策等により、外国債、仕組債につきましては、昨年9月27日をもって、筑前町が保有していたオーストラリアドル建てのフィンランド地方金融公社、ユーロ円債、為替変動型について、すべて早期償還が完了し、残っている外国債につきましては、対米ドル建てのデンマーク地方金融公庫の外国債5億円のみとなっております。 今後とも基金の運用につきましては、専門業者からの確実な情報提供に基づいて、内容を分析し、効率的な運用に努めていきたいと思っております。 その他の業務につきましては、上下水道の出納事務、源泉所得税の納付などの事務を行っております。

	契約保証金の管理につきましては、関係各課と連携をとりながら、適切な管理に努めております。 年度中の移動件数、金額につきましては、成果のところに記載しておりますように、25年度末現在におきまして11件、8,131千円の契約保証金を保管管理しております。 最後に、任意団体等の預金通帳につきましては、不祥事を二度と起こさないため、管理強化を図っているところです。25年度末で49冊の通帳を一括管理しております。 印鑑につきましては、各課長が鍵のかかる場所に保管しており、通帳と印鑑は常に別々に保管、管理しておるところでございます。 また、各課長の責任の下に、四半期ごとに通帳、出納簿等の監査を行い、再発防止に努めているところでございます。 以上で、出納室の決算及び主要施策の成果について、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 金子委員
金子委員	室長に、成果表で質問をいたします。 契約保証金の管理でございますが、完了時における保証金の返還について、質問します。 今までがですね、監査の目もなかなか届かなくて、私も1度見せていただいた時点では、返還の遅れとか、これは一方的に業者の請求も忘れてあったとかいうこともあるかと思うわけですが、完了時における保証金の返還はですね、今現在はどういう手法で、そういうことのないように取り組んであるか、質問します。
委員長	出納室長
出納室長	お答えいたします。 金子委員が申されております契約保証金の管理関係でございますが、この契約保証金につきましては、まず、大きく2つに分けられます。 まず、工事契約保証金について、出納室で管理しているのは、入札後に工事請負契約を締結する際に、ほとんどが前払い契約及び履行保証保険で、こちらのほうで契約されております。 現金で預かっているのは、それ以外の少額の業務委託や維持工事の保証金がほとんどでございます。 したがって、現在、議員ご質問の契約保証金につきましては、ほとんどが大きな工事、入札後、ほとんどが現金ではなく、前払い保証証券や履行保証証券を預かって、完了後に、当然完了検査後に、すべてお返ししている状況でございます。 それ以外で、少額の維持関係で、1つこの中で大きいのは、11件のほとんどが、平成27年の3月末までございます小中学校関係の、図書館の委託契約の保証金とか、そういったものが2年間続けてずっと預からないとなります。その契約保証金が大体8割で、あとは少額なやつが未締めで残って、それから出納閉鎖後くらいまでに大体中身の確認が終わって、お返ししているという状況で、あくまでもここは25年度末の残高という表現ということで、それと工事請負の場合は、もう入札後はほとんどが筑前町の財務規則のほう、及び公共工事の前払い保証金事業に関する法律等に従って、契約保証、履行保証保険等で行われているというのが現状でございます。以上です。
委員長	金子委員
金子委員	ちょっとですね、内容を聞きよるとではなくてですね、結局、返還の遅れとか、そういうのが生じないために、どういう手法を取られておるのかというところを質問し

	ます。
委 員 長	出納室長
出納室長	お答えいたします。 そのようなことで、まず、大きな工事請負のやつと、それから、小規模なやつ、うちのほうは現金で預かっておりますけれども、当然その中に委員がご指摘のように、期間と、それから、どの課、担当所管かというのが記載しております。 期限が来ますと、当然、もしその期限までにない場合は、所管課のほうにうちのほうから連絡するのは当然ですけれども、ほとんどがその前に所管課のほうから、または直接業者が終わって、確かにもう担当課長の、所管課長の印鑑をもらいましたので、お返しくださいということで、会計室に来ていると。そして、なおかつ漏れがあった場合は、うちのほうから所管課のほうに連絡をするという流れになっております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	2点あります。 最初に、口座振替による徴收件数なんですが、口座振替による徴収は、残高不足がない限り100%収入になりますが、昨年より2千件程度減っているんですが、その理由が分かりましたら、それが1点。 それと、任意団体等の預金通帳の保管ですが、3冊新しく増えているんですが、新しい任意団体があるのかどうか、お尋ねします。
委 員 長	出納室長
出納室長	お答えいたします。 1点目の口座振替の件数ですけれども、議員ご指摘のように、当然、残高不足等で落ちなければ100%なんですけれども、増減の内容につきましては、納税推進室、税務課のほうでないと、ちょっと把握しておりませんので、申し訳ございませんけど、そちらのときによろしくお願いします。 それから、続きまして任意団体の貯金通帳の保管の関係でございます。こちらのほうは、正確には新規が7件ございました。そして、廃止が4件、差し引きの3件増となっております。 廃止のほうは、当然区長会とか、いろいろ努力していただいて減っておるわけでございますけれども、この増えた中には、当然会計室のほうもございます。5年に1回、旧収入役会というのが、今、会計管理者で残っておりまして、その会計の回り順番が本年度来たということで、そういった内容の新規7件、そういったものがほとんどでございます。 そして、各課努力されて廃止されたのが4件、差し引き3件ということで、こちらのほうはもう昨年9月にも質問があってございましたように、通帳の件数につきましては、それ以前はかなりの件数を預かっておりましたけれども、それらの通帳の内容を確認して、現時点では事務局で預からざるを得ないと判断したものだけが残ったという状況で、その点はご理解を頂きたいと考えております。以上です。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	同じく任意団体への通帳の移行について、質問いたします。 不祥事が起こらないようにですね、通帳、印鑑を別々に管理したり、四半期ごとのチェックが行われているわけですが、課題として、まだまだ任意団体への移行を上げてあるわけですが、今の答弁によると、これ以上減らすものはないというふうな回答に聞こえたんですけれども、課題と上がっている以上、まだまだ任意団体への移行が可能なものがあるのかなというふうなことを考えておりますけれども、それがどれくらいあるのか。そして、担当課についてはですね、そういった状況を、そ

	ういった団体のほうに説明なり、理解なりを、実際努力を続けてあるのかという点について、質問いたします。
委 員 長	出納室長
出納室長	お答えいたします。 その件につきましては、所管課、必ず事務引継ぎのときに、この管理しておる通帳につきましては、どういう性質のもので、どういう廃止の可能性があるという事務引継ぎが、それぞれの課で行われております。 当然、私も環境防災課から会計室に来るときは、その事務引継ぎを行っただけで、いかにしたら、工夫したとできる可能性があるというのを探っております。そして、なおかつ努力しております。 その中で、例えば交通安全施設とかいったものも、山本議員のご努力により、今まで現金で20万円の受け渡しがあつておった。それを振替にすると。そして、あくまでも現金から通帳に変わったと。通帳の管理に変わったけども、じゃあ、この通帳の管理を誰がするのかというと、なかなか個人の方になってしまうので、なかなか管理するところは事務局しかない。 そういったものを、それぞれの所管課で、何か廃止できる工夫はないのか、それから、相手方に対して、何とか会計事務のほう、引き受けていただける方がいらっしやらないとか、それぞれの課の事情がございます。 当然、多いのは農林商工課等かなりございます。農林商工課も、それから農業委員会も、それぞれの課または委員会のところで努力しております。そこは当然、努力した結果というのは、四半期ごとに私のほうに報告が来るようになっております。以上です。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	担当課では努力しているということですが、その事情に応じて、数としては、まだ具体的には分からないというふうなことでしょうか。 この件については、その当時、町としても大変大きな、ショッキングな事件であつたし、大事な職員も失っているわけですので、今後とも十分な、徹底した状況を作っていたきたいというふうに思います。
委 員 長	出納室長
出納室長	内堀委員がおっしゃいますとおり、今後ともそういう努力を続けていきたいと考えております。
委 員 長	川上委員
川上委員	基金の運用について、お尋ねしますが。 私もちょっとほっとしております。もうですね、外国債、仕組債なんです、フィンランド地方債につきましては、すべて早期償還等によりまして、25年度は8,200万頂いたということで、ここに載っております。 あと1つ残っております、このデンマーク債、これが急激な円安になりまして、107円10銭か20銭で推移をいたしております。 本当に、これもあと2週間程度で、結果が出ると思うんですが、今後の見通しと、将来、早期償還になったあとの、今後の基金運用の考え方について、お聞きします。
委 員 長	出納室長
出納室長	債券運用関係で、残った外国債及びその関連ということで、概要及び今後の見通しについて、お答えさせていただきます。 残った外国債につきましては、平成26年はコール日、10月11日がコール日です。その東京、ロンドン、ニューヨーク営業日前の、東京時間午後5時のターゲット為替となっております。

	平成26年度は107円10銭以上の円安ドル高の場合に、コール条項に該当するということで、コール日に、もし107円10銭以上の円安の場合は、額面の115%、75,000千円プラスの利金、約7,230千円が早期償還になるということでございます。 また、現在の為替の状況からいけば、今年も含め数年以内に早期償還になるのではないかと推測しておりますが、今後も為替の推移を見守っていきたいと考えております。 また、本日の対米ドル為替レートは、107円17銭から107円19銭で推移しております。 それから、外国債が早期に償還になった場合、当然、国債等債権や大口定期預金への切り替え、こちらのほうを考えていく必要がございますけれども、大口定期預金の利率は、1億円に対して、大体年25千円から約30千円、10億円でも年間250千円から300千円程度の利子しかつかないというのが現状でございます。 また、平成17年4月から、議員もご存じのとおり、ペイオフが全面解禁になっております。当然、ある程度の額に抑えて金融機関の分散も図らなければなりません。今後の基金の運用につきましては、外国債の早期償還がほとんど完了していることと、それから、新聞等毎日載っておりますけれども、短期国債、これを今、現在日銀のほうで買いオペをやっておりますけれども、マイナスでもすべて引き受けているという状況でございます。 どういことが起きるかという、国内債券の金利が大きく低下します。そして、売買価格は逆に上昇します。 ということで、非常に債券運用もなかなか厳しいという状況で、昨年、25年度中は、大体国債、20年物で、大体1.4から1.89ございました。しかし、今現在は、アンダー債権、パー債権というのが1件しかございません。そういう厳しい状況にあります。 その中で、26年度予算案につきましては、基金利息として35,660千円が予算計上されているわけでございますけれども、基金の運用につきましては、公金運用指針に基づいて、安全性、流動性の確保を図るとともに、バランスを考慮しながら、より効率的な運用に努めて、運用収益の向上を図っていきたいと考えております。 その中でベースになるのは、外国債は当然スタートが30年でした。しかし、今後は福岡市等が行っているのは、ラダー運用といって、半年物、1年物、それから5年物、10年物、30年物、いろいろな組み合わせをして、その年度、年度が均等になるようにやっているわけですが、これは、基金のベース自体が1,000億、1,500億という金額でございます。 したがって、筑前町におきましては、ベースはあくまでも国債、及び一部地方債ということで運用しながら、大体予算の額、またはその予算の額を少し上回る程度、利子の益が出るように、毎日情報を分析しながら、努力していききたいと、このように考えておるところでございます。以上です。
委員長	これで質疑を終わります。
休憩	
委員長	ここで休憩をします。 午後1時から再開します。 (12:01)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)

委 員 長	企画課の説明を求めます。 企画課長
企画課長	それでは、企画課の決算につきまして、ご説明いたします。 まず、決算書を願いたいします。５７ページでございます。 ２款１項１９目企画費、支出済額は９６，２８９千円で、不用額は１，５１３千円です。 不用額の主なものは、次の５９ページ、１７節で５０９千円。年度末になって、栗田上りバス停の駐輪場用地交渉が確定したことによるものです。また、１９節の不用額４１６千円は、ど〜んとかがし祭の経費節減によるものです。 続きまして、支出の主なものでございます。 ５７ページに戻りまして、８節報償費１，７６２千円。ここには予備費から２７０千円充用しています。ふるさと応援寄附金関係でございますが、１万円以上の寄附を頂いた方にふるさとパックを差し上げております。 予算補正後も見込み以上にご寄附をいただきまして、ふるさとパックの予算が不足を生じたために、予備費から２７０千円を充用、そして、合計８８０千円分のふるさとパックをお届けしたものでございます。 次の５９ページ、１５節工事請負費８，２９０千円、主なものは、山家道下りバス停駐輪場の設置工事です。 １７節公有財産購入費１，１４４千円は、栗田上りバス停の駐輪場用地です。 １９節広域圏事務組合一般管理費負担金８，３２７千円、この負担金の主な使途は、広域圏へ派遣されています職員の人件費などでございます。 また、２４年度から開催しています第２回平和のメッセージコンテストに関する支出ですけれども、５７ページに戻りまして、８節の報償費のうち審査員や講師の謝礼、それから商品券などで８７７千円。５９ページ、１１節のうち参加賞の図書カード、ポスター印刷、作品集の印刷などで１，４２１千円。１２節のうち広告宣伝や郵送料などで５２１千円など、合計３，６５７千円を支出しています。 続きまして、２０目平和記念館費でございます。支出済額は５６，２７６千円となっています。 ８節報償費２，０７８千円、主なものは、朗読公演を６１７回行いました際の謝金でございます。延べ１，５８９人分となっています。 次の６１ページ、１１節の消耗品費６，５７７千円には、主に売店グッズや庁用事務用消耗品購入費です。 １２節の手数料１，１９３千円は、旅行社に支払う手数料などでございます。取扱手数料です。 １４節の備考欄下のほうの、入場料１８４千円は、レトロステーションとの共通入場券を発行しましたが、この応分の負担分でございます。 １５節工事請負費の主なものは、記念館の植栽移植並びに駐車場拡張工事、追憶の部屋の遺影棚追加工事などでございます。 １８節備品購入費の主なものは、折りたたみ椅子３０脚、トランシーバー５台、ノートパソコン４台、ビデオカメラ１台などでございます。 全体的な記念館の収支でございますけれども、支出済額５６，２７６千円に對しまして、収入は、入館料、売店グッズ売り上げ等で６１，３９６千円。おかげさまで、差し引き５，１２０千円の黒字となることができました。 次に、６３ページでございます。 ２３目コミュニティ推進費、支出済額は８，２８７千円となっています。 主な支出は、６５ページの１９節コミュニティ活動推進助成金４，８５４千円、南部地区コミュニティ運営協議会への助成金でございます。

	筑前少年大使館の運営等の助成金4,572千円、これは、ほとんどが人件費等でございます。 それから、運営協議会の4部会の活動費補助金が200千円、5区合同行事の補助金。300千円予算はあったんですけども、雨のため中止ということで、支出をしておりました分、82千円だけを決算としております。 また、18節備品購入費、2,093千円につきましては、25年度に2,000千円の宝くじ助成を頂きました。そして、テント4張り、テーブルを10台、発電機、草刈り機、ガスフライヤーを購入したものでございます。 次に、24目男女共同参画推進費、支出済額は12,190千円となっています。 主な支出は、8節報償費のうち、講座講師謝金912千円。男女共同参画センター主催の19講座の謝金となっています。 13節委託料のうち、相談業務委託料444千円は、女性相談窓口を朝倉市などと共同で開設した経費でございます。 次に、少し飛びまして、71ページをお願いいたします。 29目公共交通活性化対策事業費、支出済額は17,218千円です。 26年1月から福祉バスの第3ステップ改正を行いまして、13節では、バス運転委託料や車両パッケージ委託料が、11節では燃料費、バス停標示板修理費等で増額となっております。 主な支出は、13節のうち福祉バス運転委託料10,267千円、シルバー人材センターへの委託分、めくばり号、コスモス号分でございます。それから、1月からのそったく号の増車分となっています。 デマンドタクシー運行委託料91千円は、12月まで福祉バスでカバーできない櫛木、坂根地区の送迎に要するもので、最寄りの福祉バス停まで送迎をしたものでございます。 次も、少し飛びまして、81ページをお願いいたします。 5項統計調査費、1目統計調査総務費から、83ページの15目経済センサス調査区管理費までです。 81ページに戻りまして、この項の支出済額は1,474千円となっています。 主な支出は、10目住宅・土地統計調査費1,262千円でありまして、5年ごとに実施されています同調査に要した経費でございます。 次も40ページほど飛びまして、123ページをお願いいたします。 123ページ、6款1項3目観光振興費でございます。支出済額は782千円となっております。 主な支出は、13節委託料の九州自然歩道維持管理業務委託料、それから、目配山山頂管理委託料などでございます。 筑前町バスツアー業務委託料50千円は、前年度に引き続きまして実施したもので、年1回記念館やみなみの里などを巡ったものでございます。 以上で、決算の説明を終わります。 続きまして、決算審査特別委員会資料によりまして、成果などの説明をさせていただきます。 52ページをお願いいたします。 まず、総合計画策定業務であります。24年度から28年度の5年間の後期基本計画、及びその実施計画に基づきまして進行管理を行いました。 次に、町内まつり事業事務でございます。大藤まつり、夜須高原音楽祭、及び大国様物産展の実行委員会に助成しました。 また、ど〜んとかがし祭実行委員会にも助成し、事務局室として、9回の開催でございます。
--	---

	観光客の誘致、それから地域活性化のためにも広報的支援を充実させる必要がございます。 一番下の行、ふるさと応援寄附金推進事務でございます。前年よりも大きく伸びまして、208人の方から2,490千円のご寄附をいただきました。 次に、53ページです。 朝倉地域広域連携プロジェクト推進会議参画事務でございます。23年度から3カ年事業の最終年の取り組みで、歴史探訪観光事業でモニターツアーを開催し、町内では砥上神社、栗田八幡宮、大己貴神社、みなみの里、平和記念館などを紹介いたしました。 今までの成果、内容を検証しました結果、26年度から新たに3年間の新プロジェクトを立ち上げて取り組むこととなりました。 次に、甘木朝倉広域市町村圏事務組合参画事務で、事務事業費及び市町村会館運営費を負担したところでございます。 広域につきましては、平成24年度から消防・救急に特化した組織に再編することが確認されていましたが、広域圏で事務を行ったほうが、効率的な事務事業がないか、検討をという考えから、引き続き共同事務として行われているものでございます。 行政改革の観点から、早い時期に一定の方向が示されるように、今後も検討、調整を進めてまいります。 次に、観光情報発信事務では、観光ガイドマップなどを、あらゆる機会を見つけて配布したり、配荷依頼を行っております。 広域的な観光事業の連携によりまして、情報発信力を強化し、より多くの人が筑前町を訪れ回遊し、結果として経済活動に結びつくような取り組みを行う必要がございます。 次に54ページ、公共交通活性化対策事業では、26年1月から福祉バスの第3ステップとして、そったく号1台増車、また、新たなルートを開設するなどの改善を行いました。 乗客数は前年度から横ばいということで、7月の平均で1日79人のままとっております。住民の移動手段を最低限保障するということを目的としまして、公共交通活性化対策委員会に諮りながら、運行経費とサービス水準の整合性を、どう図るかが課題でございます。 公共交通利用促進整備事業では、路線バスなどの公共交通利用の利便性を向上させるために、具体的に、そちらに書いていますように、駐輪場などを整備したところでございます。 ブロードバンド加入促進事業は、夜須地区において、体験会やキャンペーン、加入相談窓口、広報掲載等を行いまして、加入状況は、成果欄記入のとおりでございます。今後とも支援し加入増加に努めてまいります。 次に、55ページです。 平和推進事業では、第2回平和のメッセージコンテストを開催し、全国から1,376作品と、前年を上回る応募をいただきました。今後も平和の大切さと命の尊さを多くの人に伝えるとともに、平和記念館をアピールしてまいります。 大刀洗平和記念館管理運営事務並びに、次の企画展等イベント開催事業ですが、常設展示に併せて、朗読公演など、企画展などを開催しました。平和情報を発信いたします。 入館者は126,935人と、前年を大きく上回ることができました。今後もさらに魅力的な企画を展開していくこと、児童生徒などの恒常的な入館を図るために、営業活動のさらなる強化や情報発信、また、大規模校の受け入れ体制などの課題がございます。
--	---

	次に、56ページです。 NPOボランティア支援業務であります。25年3月にボランティア活動推進基本計画を策定し、その具現化を図るために、ボランティアセンター設置の準備を行い、26年10月開設に向けまして、最終段階に入っております。 コミュニティ推進業務であります。 筑前町のモデル地区として、南部コミュニティ運営協議会の活動の支援を行いました。イベント型から問題解決型へシフトして、活性化されているところです。 今後は現状を検証したうえで、今の筑前町にふさわしい地域コミュニティの必要性や方向性、コミュニティの姿について再考する必要があると思われます。 次に、男女共同参画推進業務です。 男女共同参画の推進を、第2次プランに基づいて取り組み、一定の成果を上げることができました。しかし、地域での女性参画が進んでいない実態から、女性が参画しやすい環境づくりを、継続して取り組む必要がございます。 次に、57ページです。 男女共同参画センター運営管理業務であります。 主催講座などを開催しまして、就業などに関する支援を行ったところです。男女共同参画推進の拠点と位置付けまして、男女が共に利用しやすい環境を整備することが課題であります。 統計調査の部門の主なものでは、工業統計調査事務や住生活総合調査業務、住宅・土地統計調査業務を行いました。課題としましては、調査対象者の協力が得られないなどの、調査環境が悪化しているところがございます。PR等その他の対策を取ってまいりたいと思っております。 以上で、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 梅田委員
梅田委員	成果表の、資料のほうでお尋ねをいたします。 53ページ、甘木朝倉広域市町村圏事務組合参画事務、この件につきましては、以前から何回かご意見を言わせていただきました。市町村会館運営負担金が3,000千円使われているわけです。また、広域圏としての負担金が8,320千円ということで、この市町村会館の、筑前町としての活用実績、これはどのようになっておるのか、そして、これが町にとって費用対効果が果たしてあるのか、その辺をどういうふうに認識されているのか、お尋ねをいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 市町村会館の利用に関してでございますね。 筑前町から独自の市町村として利用したことはないと思っております。 ただ、広域会合連合関係のですね、事業者の研修とか、諸々加入している部分では、広域としては利用されてあるということは貸館業務の中でお聞きしております。 筑前町としての、今後の方向性でございますけれども、もう共同運営という形ですね、市町村会館を利用することはないということは再三申し上げておるところでございます。 ですから、各市町村ともに、近隣にそういうふうな会議ができる場所であったり、集う場所というのは、もう整備が進んでおりますので、ここに関しては共同設置という役割はもう終わったのではないかとということで、次の段階というふうな形ですね、今、検討を進めておるところでございます。
委員長	梅田委員

梅田委員	共同設置としての役割は終わったという判断は、明確に、今、課長申されたわけなんですけれども、朝倉市は人口が約5万5千人ぐらいじゃないかなと思いますし、筑前町は2万9,600を超えている状況で、この負担率を見たときにですね、果たしてこの負担率が公平公正なものになっているのかなというふうにも考えるわけなんです。 それで、果たしてこれをですね、役割は終えたということではありますが、今後どのように、やっぱりもう少し筑前町としての主張をしていただいてもいいんじゃないかなというふうに考えるわけですが、町長、この負担金を出して、町にとっての費用対効果、どう考えてあるのか。そして、筑前町の主張をされているとは思いますがけれども、それは、現在どこまでが受け入れられているのか、お尋ねをいたします。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 その件についてはですね、議会とも十分に連携をとりながら、本町の議会の、広域圏の議会の議員ですね、と連携をとりながら、主張はしているところでございますけれども。いかんせん少数でもございます。 と同時に、言われましたように、町としては、この施設はもう不要ではないかというような考え方でございます。 ただ、朝倉市のほうは、そうは考えておられないみたいです。その辺でなかなかすり合わせが十分にいきませんで、今のところまだ結論に至っていないと。 ただ、私も理事会等、理事会の前に幹事会というのをやるんですけれども、その中でも十分わが町の主張はなさせていただいております。私も理事会の中で主張しております。 いくらかでも進んではおりますけれども、まだ最終的な結論には至っていないというところでございます。 消防業務はですね、いろいろありますけれども、広域であることが望ましいだろうということで考えておりますので、消防業務を維持しながら、他の事務については、それぞれの市町村で取り組んでいくべきだろうということを主張しております。 これはもう10年前にですね、合併議論が起こった折に、十分議論されてですね、そのような方向性でいこうということでございます。 ただ、1つはですね、広域行政というのも、今から非常に強くなってまいります。そのブロックをどう捉えるかというのはですね、これは、県のほうでも強く甘木朝倉圏域をですね、1つのやはり広域圏域として位置付けておりますし、この圏域のネットワークは強化していきたいというような姿勢でございます。私どもも、もちろん合併は2町でやりましたけれども、連携はしっかりやっていかなければいけないと。 当然、西のほうとも東のほうとも、あるいは南のほうともしっかり連携を取らなくちゃいけないと、そのように考えております。 県のほうがいろんな補助事業等を仕組んでこられますけれども、それには案外広域圏で取り組みなさいというような事業が多いわけございまして、その辺のところの調整も今後必要だろうと思っております。 ただ、施設については、もう私どもとしては不要であるというふうな考え方です。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	筑前町にとって、広域で観光面とかですね、そういったところは一緒にしたほうがいい、そしてまた県のほうがそういうふうに、広域でというふうなことで、補助金も出してくるということで、これは、メリットはメリットとして、お付き合いはお付き合いというか、協力できるところは協力してやっていかないといけないとは思ってお

	ります。それは当然だと思いますけれども。 しかしながら、やはりもうきちっと筑前町にとって、この部分は必要ないという部分に関してはですね、それは、なかなか相手があることですので、難しい部分はあるとは推察いたしますけれども、やっぱりこの部分早期に解決できますようにですね、ぜひ、町長をはじめ議会からも議員は出ておられるわけですが、しっかり取り組みをしていただきたいと思いますし、もう1つは、どうしてもですね、広域議会になりますと、朝倉市の議員の人数が多くて、筑前町は4名、東峰村が2名ということで、多数決を取ったらですね、これはもう力で、数で負けるという部分があります。 そういった点も、ちょっと改善と言いますか、何か方法がないのかなというふうに思いますが、努力をしていただきたいということのお願いと同時に、その辺はどのように町長、今後対応されていかれたらいいとお考えなのか、お尋ねいたします。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 まず、住民の数の変動ですね、間違いなく言われましたように、わが町はわずかですが増、他の2団体は減少という傾向が、ここ十数年続いております。 そういった中で、やはり負担金等の根拠が、人口によってなされているところが多ございます。特に、来年度が国勢調査でございます。ほとんどの基礎数値は国勢調査で産出されているのが多ございます。 そういったことからすると、ますますわが町の負担金は大きくなるのかなということも言えるわけございまして、その辺の基本的な考え方をもう少し整理する必要があるというふうにも思っております。 ただ、国が地域創生を掲げました。これは、人口減少社会、団体において、様々な施策が講じられることは間違いないと思います。これは、今、国が申しておりますのは、単年度ではなくて、継続的にこの政策は打っていくと、政権の問題もありましょうけど。 そういった考えでございますので、その辺は十分我々も見極める必要があるんだなと。案外人口が少ないところにより多くお金が行くきらいも今後出てまいります。 そういったところも十分考えながら、本町にとっても、今は人口増なんですけれども、将来的には減がやってまいりますので、そういった意識の下で取り組んでいきたい。と同時に、合併という10年前の選択は、それぞれの団体でやっていこうという3つの団体を決定したわけでございます。 国はさらなる道州制等ですね、いろいろ提案がなされてくるだろと思われましますが、まだまだ本町につきましても、検証がなされていないということでですね、しっかり今の自治体で進んでいくんだという方向性を示しながら、他団体ともお付き合いをしていきたいと思っております。 これはですね、どっちにしろ隣にあるわけでございますので、避けて通ることはできません。連携は当然必要でございます。そういった中で、また来年度の国勢調査を迎えるにあたってですね、しっかり考え方の整理をしていきたいとは思っております。以上でございます。
委員長	宮原委員
宮原委員	梅田委員の広域圏の関係で、関連して質問します。 我々広域圏の議会に4名出ております。4年前から、この朝倉市との、かなりの本町と温度差があるということで、いろいろと矢野副議長を中心にですね、毎回毎回4年間質問をしてまいっておりますけれども、まったく進展がないというような格好で、わが町にとってはもう必要性がないということでございますけれども、議会においては、結局数の問題ということに、最終的にはなると思いますが、それ前に

	ですね、やはり幹事会の中でですね、一応今後検討するというばかりの答弁ですからですね、この次の段階はですね、幹事会の中である程度進んだ結論を出してもらうような感じにしてもらわんとですね、毎回、毎回、検討しよります、検討しよりますじゃですね、まったく意味がないし、もう前回の、町長は公務で出席されませんでしたけども、矢野副議長が机を叩いて質問するぐらいでですね、そういった格好で、私どもの姿勢というのは示しておりますので、幹事会でもう少し進んだ内容を、この次ぐらいは出してほしいと思います。そこら辺の決意についてですね。
委員長	副町長
副町長	私が幹事会に出席いたしております。 この件についてはですね、もう常に申しておるわけですが、なかなかやっぱり議会のほうでですね、そのような形でなっております。 だから、今度からですね、本当に強い意志でですね、わが町の事情を話していきたい。というふうに思っております。以上です。
委員長	宮原委員
宮原委員	強い意志でということでございます。 幹事会はですね、数の問題とすれば、東峰村と共同戦線を張ってもらうぐらいのですね、形でやってもらえばいいと思います。 議会はどうしてもですね、数で押されますのでですね、そういうことで、ぜひお願いしておきます。
委員長	内堀委員
内堀委員	コミュニティ推進について、お伺いします。 南部コミュニティが5年目のモデル事業を迎えるわけですが、このモデル事業をですね、いつまでこの形で続けられるのか、まずお伺いいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 南部地区のコミュニティのモデル事業でございますけれども、去年ぐらいからですね、一昨年ですか、問題解決型というふうなところにシフトしていただきました。そして、今でも試行錯誤という形の中で、やはり複数の区で1つのテーマという形で、何とか自分たちでテーマを見つけながら取り組んでいただいております。 いつまでという期限は、今のところは想定できておりません。以上です。
委員長	内堀委員
内堀委員	住民福祉に関してもですね、今、自助、共助、公助ということで、その地域で、自分たちで、いろんな解決をしていく力が段々と求められてきていると思います。 しかしながら、モデル事業として5年間進めてですね、やはりある程度の方向性を出さないと、やっぱりその行政に対する住民福祉への不平等感、やはりそこに税金を投入してやっているの、やはりそこで受けられる福祉と、じゃあ、その地域ではないところという部分があると思うので、やはりもうある程度の方向性を出してもいいんじゃないかなというふうにも思います。 そして、コミュニティの広報とかを、時たま見せていただくんですけども、あの中では、そのコミュニティがあることによって、地域のつながりが深まる、そして、自分たちもいろんな問題解決に向けての、地域の団結ができるということで、いい評価を得ている部分もあると思うんですけども。 地域差の不平等感というものを、どういうふうに捉えてあるのかをお伺いいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。

	今まではですね、確かに情報発信というところですね、不平等感というふうな意識を持たれてある方もいらっしゃるかと思います。 今年の当初ですね、区長会の研修でですね、南部地区のコミュニティのモデル地区としての、今までの活動、それから課題、今後の方向性という形でですね、発表させていただきました。その中で、やはり多くの区長さんたちが共感を持っていただいたと思っております。 やはりそのようなことで、なぜ、私たちがここで今しているのかと、これが筑前町に将来にとってどうなっていくのかという、今後の展望までですね、一定のご理解はいただいたと思っております。 今後もですね、南部地区だけではございません。27年度、もしくは遅くなっても28年度にはですね、もう1地区、モデル地区を立ち上げて、複数で違う形の、筑前町らしいコミュニティの動きと申しましょうか、そういうことを、実際、実証していきたいというふうに思っております。 南部地区は、また今まで以上にですね、町が支援をする必要があるというふうに思っておりますので、今後とも支援してまいります。以上です。
委員長	内堀委員
内堀委員	今後とも支援していきたいということで、町としてはですね、当然、このコミュニティ事業をモデルとしてやっている以上は、将来的にはそういった地域活性化の道を探っていることだと思います。 今後も27年度に関しては、もう1つぐらいモデル事業を増やしていきたいと。 三輪地域のほうのある地域からの区長さんのお話を聞いたんですけれども、今年度数地区集まって、数地区合宿をすると。1つの区ではなくて。 そういったコミュニティとしての動きが段々成就されてるというか、実を結んでいる形はですね、やはり全体的な中で、やはり不平等感が生まれないように、このモデル事業の意味をですね、十分発揮していただいて、そういった方向性を出すなら、早い時期にやっぱり進めていっていただきたいなというふうに思います。
委員長	河内委員
河内委員	2点あります。 1点目がですね、甘木朝倉広域市町村事務組合の件ですが、去年と比べて負担金が、上の分ですね、広域負担金は165万減っているんですけれども、下の会館運営負担金が257万増えています。その根拠を教えてください。 それともう1点ですが、57ページ、各統計調査ですけれども、昨年とまったく同じ課題をあげられています。1年間PR等の検討、何もされなかったのかお尋ねします。
委員長	企画課長
企画課長	まずは1点目でございます。 まず、1点目の広域圏事務組合の負担金の増減のことでございます。 一般管理費負担金、こちらのほうは100万ほど減っております。こちらは派遣職員の関係のですね、人数の精算が翌年度に来るというふうなことがござまして、そういったふうなところでの減額、それから、翌年度繰越金の見込額の関係の、全体経費の捉え方というふうなところなんです。 それから、その後段の市町村会館運営費の負担金でございます。こちらは逆に増えている部分でございます。こちらは25年度に、耐震強度診断を行いました。その関係で、単年度増えているというふうな結果でございます。 それから、決算審査特別委員会資料のほうの57ページの統計調査の関係の、今後の課題ということでございます。

	なかなかですね、統計調査員さん、うちのほうもお願いしまして、一生懸命頑張っ ていただいています。ただ、調査対象の方の、やっぱりプライバシーの問題であつた りですね、その近所の方が、ちょっとそういうことで、何で来るんだとか、そういう いろいろなトラブルというのもですね、聞き及んでおるところでございます。 なかなか個人という権利の関係と、それから国全体の統計調査を生かして、それか ら、明日の国策に繋げていくんですよという政策の基礎調査というところの部分で、 なかなか難しいところがございます。 これは、来年になったら解決するというものもないでしょうし、永遠とこれは続く かもしれませんけども、理解を求めるようにですね、広報ちくぜん等でまたお願いす るような形、また、調査員さんにもその旨、ご理解賜るようお願いするということ で、今後も進めてまいります。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	1 点目のですね、市町村会館運営負担金は、次年度からはまた元に戻るといふ うに理解していいですか。
委 員 長	企画課長
企画課長	市町村会館運営負担金は、2 6 年度はまた平準化しております。
委 員 長	一木委員
一木委員	資料の5 6 ページでございます。 上から2 段目でございます。みんなで創る郷づくり事業についてでございます。 せっかくの事業計画でございますけれども、2 5 年度はまったく応募がなかった ということでございまして、理由的には、交付は原則次年度となるということでござ いますけれども、こういったことであれば、その当年度の予算化等をなされれば、その 年度に申し込み等があるものであるかどうか、この辺りについての考え方と、交付は 1 件当たり上限でいくぐらいなのか、また、2 4 年度、2 3 年度あたりですね、こ の事業の申し込み等があったものか、せっかくの事業でございますので、ぜひともど しどし申し込み等を行っていただければというふうに思うわけでございますけれど も。 以上、3 点のことについて、ご答弁をお願いしたいと思います。
委 員 長	企画課長
企画課長	まず、1 点目でございます。 原則次年度というふうなところでございますですね。 やはり相談とかお問い合わせは、毎年行政区のほうからはですね、数件承っており ます。 その中では、やはり来年度、今から計画を出していただいて、それをプレゼンテー ションしていただいて、審査会で、そこの採択について、協議をしていただくと。そ こで採択になったら、次年度予算を要求して、翌年度の事業実施ということですよ ういうふうなことで、説明いたしております。 そこの段階では、驚かれる行政区もございますけどもですね、見込みもないのに予 算を行政区、行政として立てるということが、ちょっと今のところ難しいというふう なところで、そちらの点はご理解いただいていると思っております。 それから、あとは過去の利用でございますけども、2 3 年度、2 4 年度ですね、 草場川の桜並木のライトアップ、こちらのほうに2 年度継続ということで、助成をさ せていただきました。限度額は1 0 0 万円でございます。 そして、8 0 %を補助ですから、残り2 0 %につきましては、自己負担を生じると いうふうな制度になっております。 今年度も数件お問い合わせいただきまして、うち1 件は、申請の一手前ぐらいま

	です、今は進んでいるところでございますので、来年度事業につきましては、実施していただけるんじゃないかなというふうな心積もりを持っております。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	資料の54ページの、駐輪場並びに待合所の、バス停のですね、お尋ねしたいと思いますが。 この事業は、たいへん利用者の方から喜ばれておるわけです。かなり実績も、もう半分近くぐらい進んでおるのではないかなというふうに思われます。 お尋ねはですね、待合所の床面積の基本設計の根拠はどういうふうな形で算出されておるものか。例えば、乗客数あたりを検討されての計画に組み入れられておるのか、この点お尋ねしたいと思います。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 バス停等の待合所でございます。これはもう本当にあったほうがいいわけです。しかしながら、どうしてもネックになりますのは、用地の問題がですね、うまくいったところから待合所を建てさせていただくというふうなところで、用地の形状、場所、それから、まったく用地が確保できないという、物理的に難しい状況がある地区もございます。すぐ住宅であるとかですね、そういう形で苦慮しておりますけれども、何らかのそういうご相談ができることから、また実施していくと。 今のところではですね、計画として挙がっているところは、26年度でほぼ完了というふうな形でございます。あとのところは、まだちょっと用地のご相談が難しいというふうなところ、それからまた、駐輪場につきましても、上りもしくは下り、どちらか1カ所ということで、路上駐輪場があるとかですね、困ってあるということで、地元の区長さんのほうからご相談があったりと。また、そういうふうな形の状況が展開した中で、また、追加の事業展開というふうな形になろうかと思っております。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	実は、山家道の交差点の待合所がちょっと狭いという、地元の方からそういう意見が出ておりましたので、これは、乗客数か何かを算定基礎としてされておるものかというふうなことですね、この問題が取り上げてありましたので、質問させていただいたということです。以上です。
委 員 長	久保委員
久保委員	資料の53ページ、下から2番目、観光施設整備業務ということで、お聞きいたします。 この施策の方向としては、観光資源の充実・活用を進めるということでございます。 具体的処置として、城山、砥上岳、目配山等の登山道の維持管理ということでありますが、本来の観光資源の充実・活用を考えていけばですね、来年、再来年度にオープンを予定されております総合運動公園広場、この城山周辺ですね、これをぜひ、地域全体を1つの自然公園として、取り組んでいくべきじゃないかなというふうに思うわけでございます。 以前から話は出ておりますが、何かこのことに対して、計画なり取り組みがなされておったら説明をお願いいたします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 城山周辺、多目的運動公園の関係で、一般質問もいただきましたけれども、やはりまずは、どのようなお客様がおいでになるのかというふうなところ、子ども連れが中

	心なのか、お年寄りを中心なのか、個人なのか、家族なのか、団体なのか、県内なのか、県外、町内、町外、諸々のですね、お客様の動きというのを、実際やっぱり1回見てみる必要があると。 その中で、やはり地区の方が実感として、こういう方がこういう形でここを利用されていると、随分増えたというふうな形であったら、それに即した形でうちのほうも展開していこうかというふうなところでの、やっぱり地区での話し合いをですね、じっくりと組んでいきたいというふうに思っております。 例えば、スポーツ関係でものすごい人が来られるということで、ウォーキングとかですね、あそこ辺周辺を散策されて、一汗かいてお風呂に入られてというふうな、散策コースをお望みでしたら、では、じょん山を考えた場合には、こういう散策コースが考えられるよと。ただ、せっかくここまで来たら、ここの梨山も寄ってもらおうかと、直売所があるよとかですね、じゃあ、ここの焼ノ峠古墳まで行ってもらおうという、地元の方と一緒に絵を描きましてですね、ここまで回ったら、やっぱこの辺にはトイレが1カ所欲しいよねとかですね、全体の観光案内の看板が要るよねとか、サインはこういうことで、不安がらないように、何m間隔には「こちら、なんとかですよ」、「あと500m」とかいう道しるべも要るよねとか、そういうふうな夢を描いていただいてですね、それを町のほうは可能な限り現場のほうに落とししていくと、そういうふうなスタンスで考えております。 ですから、実際にオープンしてみても、人の流れ、動きが分かった段階でですね、もう一度じっくりと話し合いをしたいと思っています。以上です。
委員長	久保委員
久保委員	オープンした後ですね、人の流れを見ながら状況を考えていくということでございますね。 そういうこともありかなとは思いますが、18億もかけて建設されます、この総合公園広場ですね、やはり一過性じゃないけど、最初お見えになった方がまた行きたいというイメージを持っていただきたい。そして、花立山温泉との直接道路もそうでございますけれども、やはり同時進行ということで、広場がオープンしたときには、近くにあります焼ノ峠古墳、もちろん登り窯もあります、その辺の整備をもって、来客と言いますか、観光資源としての価値を高めていく、これも大事だと思いますので、オープンした後ということも結構でございますけど、オープンする前に同時進行的な計画をですね、ぜひ、草案なりでも結構でございますので、進めていただきたいと思います。 ぜひ、いい結果が出る地域でございますので、よろしく願いしておきます。
委員長	木村委員
木村委員	資料の54ページでございます。 ブロードバンド加入促進事業、こちらについて、お尋ねいたします。 これについては、町もですね、いろんな投資をしておりますので、しっかりと活用の部分で頑張っていただきたいと思いますところでございますが。 成果として、今年度3月末の加入状況ですね、数字で出てきております。これは、割合から言ったらどれぐらいでしょうか。 それとですね、100%、もちろん100%を目標とするべきだろうと思いますが、実際にですね、現状では100%とはいかないと思います。やっぱり近隣の先進地にありますとかですね、そういうところをリサーチしていただいて、きちっと現実的な数値目標をですね、それを決められて、していただきたいと思います。 そういう中において、今現在がどれぐらいの状況に、割合から言いましてですね、どれぐらいの状況にあるものか。

	それともう1点ですね、課題として、メックの営業活動を支援し、加入増加に努めるとあります。これは、昨年度200万ぐらいだったですか、予算が組んであって、26年度はそれがなくなっております。 予算は全然なくなるということですね、しかし、加入は進めていかないかん。やっぱり年数が経つと、なかなかどんどん加入率が悪くなっていくとかいうことがあると思うんですけども、予算がなくなってますね、これからどういう展開をされていくものか、お尋ねいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ブロードバンドの関係の加入率のご質問でございます。 25年度がですね、新規契約が、ケーブルテレビで17件、光インターネットで72件、それから、両方同時に加入するという方が51件、契約自体は年間140件という契約で、近年で言いますと、上向きの傾向の契約確保ができていうふうな形でございます。 ただ、ただ加入率につきましてはですね、もうこれ契約自体を捉えますと、夜須地区5,400世帯ぐらいございますけども、その中のまだ14%程度というふうなところでございます。 こちら、テレビとインターネットと別々にしますとですね、17%ぐらいの契約加入率になるわけですけども、数字としてはそういうふうな形でございます。 なかなかやっぱりスマートフォンですね、目覚ましい普及というのが、やっぱりかなり痛手としてあるのかなというふうな気がしております。 それから2点目のご質問でございます。 24年度が200万程度の別途予算があって、加入促進策があったと。25年度はそれがなくなって、どういうふうな形なのかというご質問だと思います。 24年度は緊急雇用対策ですね、メックのほうで人を雇って営業活動を強化することに対して、10分の10の補助を頂いて、その雇用部分というのを支援できました。 25年度もその方はですね、引き続きメックの社員ということで継続雇用になっております。 ですから、緊急雇用政策の趣旨どおり、そのまま継続して社員となっておられますのでですね、営業活動の強化策は、今も継続しております。町の支援策として、金額面はないんですけども、社員増ということでの営業効果というのは、まだ継続中で、今も営業活動を頑張らせていただいております。以上です。
委員長	木村委員
木村委員	分かりました。 14%ぐらいの加入率ということですが、先ほども申し上げましたが、現実的にですね、どの辺りの数字を目標にして取り組んであるものか。やっぱりこれにかかわる方がですね、それによっていろんな動きが変わってくると思いますが、その辺りが分かりましたらお願いします。
委員長	企画課長
企画課長	もう、それこそ100%加入というのがですね、目標であるんですけども、現実路線としましてですね、メックのほうと年度計画の目標という形で立てております。 その中で申しますと、1つの目安としてですね、インターネットと光ケーブル、同時加入というものもありますけど、それはもう両方ともいちいちカウントしたとした場合ですね、ですから17%加入率というふうなイメージの、数字の比較でございますけども、25年度末が931というふうな契約のラインでございます。

	これを28年度末には1,303にしようというふうなことです、計画の目標数値としては上げております。 現在のところ、それに向かって順調に契約が進んでいるというふうに感じております。 ただ、今後はやっぱりスマートフォンの影響がどれだけ出るかというのがですね、ホームページは見れるわ、あれは見れるわということで、もうどんどん展開が、今は技術が進んでいますので、インターネットというのがやっぱり、量的にボリュームがある容量を使いたいという方が加入されると。通常の、一般の、個人のお客様というのはなかなか、もうスマートフォンで済むという時代が来ておるようでございますので、なかなか厳しいところはありますけれども、支援してまいります。
委員長	川上委員
川上委員	決算書の59ページ、60ページと資料、課題の55ページについて、質問いたします。平和記念館費でございますが。 まず、嘱託職員から臨時職員の方々の賃金、報酬が2,200万近くお支払されておりますが、嘱託職員の人数と臨時職員の人数を、まずお伺いいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 平成25年度の数でございますけれども、嘱託職員が7名、それから臨時職員が5名という形でございます。 そして、毎日開館でございますので、ローテーションで回しているというふうな状況です。以上です。
委員長	川上委員
川上委員	昨年の実績を見ますと、3万1千人ぐらいですね、来館者が増えたということで、たいへん喜ばしいことでございますし、収入のほうも500万ぐらい黒字になったということで、本当に頑張っておられることに対しては感謝いたしております。 増えた要因と申しますと、やっぱりいろんな企画展、イベント等の内容もよかったし、また、館長さんをはじめ営業担当の方が営業努力されまして、修学旅行者の方も増えたということで、たいへん感謝をいたしておりますが、私が心配しておりますのはですね、その嘱託職員さんの今後ですね。 と申しますのが、もう開館しましても数年経ちます。そうしますと、開館されたそのときの嘱託職員の方々は、すべて一緒に入られた方々ということになるんですが。 団体客等の案内なり説明を聞いておりますと、ほんとプロ意識を持ってされております。本当に頑張っておられるなということが分かるんですが、その方たちが同時に辞めた、5年の嘱託経過期間を、辞めた場合、そのときに、逆にその平和記念館の職員の質が低下するのではないかと。そうしますと、当然また、そこにまたプロ意識を持った方を育てないかと。 その成果と課題の中に、スタッフの充実が必要と書いてありますが、これが、今申しますように、同時に辞められますと、本当に今度は、あそこの中がマヒするような状態になるのかなということが心配されます。 ですから、そういうふうなときに、どのようにして今から準備されていくのか、その方たちをどのように方向性を持っていくのか、まず、そちらをお伺いします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 非常に頭が痛い問題でございます。やはり開館と同時、その準備段階から来ていただいて、いろいろご苦労をかけております。ほぼそういった方が、5年経過というふ

	うなことです、まいります。 やはり専門性の継続というふうなことで、一気に5年でスパッと辞めていただくというのは、きわめて困難であろうというふうなことで、今、総務のほうとも協議をさせていただきまして、ちょっとそこ辺の激変緩和と申しましょうか、年度を若干ずらしながらですね、切り替えていくというふうなところ、そしてまた、業務委託であったり、派遣であったり、そういうふうな方策等も研究しながらですね、今までの経験、知識というのが、プツッと切れないような形でですね、できるだけ戦力維持を行いながら、職員の方のモチベーションを上げていただきながら、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。
委員長	川上委員
川上委員	ぜひ、その方向性でいつていただきたいと思います。せっかくこれだけ、今、順調に運営ができておるわけでございますので、これが、それによって、職員の質の低下によって、それが悪いほうに向けばですね、本当にまた初めから出直しということになってまいりますので、町長、その見解をお尋ねいたします。よろしいでしょうか。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 今はですね、本当に12万人から来客いただいてありがたいと思っております。これは紛れもなく蓄積でございます。初年度の創設の人は、たいへんな努力がありました。それを継続して、今、運営してある方、これまたたいへんな努力でございます。と同時に、福岡県がしっかり応援してくれております。 がゆえに、県外からこんなに多く来ていただけるということが、私は、分析すればなるんじゃないかなろうかと思っております。 そういったことで、今の職員さん、しっかり頑張っておられます。 ただ、組織というものは、ある程度循環、回転させていかないとですね、どんな組織も、やはり段々とマンネリ化していくというきらいももちろんございますので、その組織の活性化を図りながら、今の方々を有効に働いていただくと。 ただ、今の方々もですね、そんなに有利な勤務条件では、まったくございません。これだけ12万人から来るような状況になればですね、もっともっと様々な条件等も考慮しなければならない段階に来てるんだらうと、そのようにも考えるところでございます。 今、企画課長が申しましたように、激変緩和の対策を講じながら進めていきたいと。と同時に、働く者にとっては法律がございます。 この法律はですね、臨時職員、嘱託職員等々にも適用される部分がございますので、その法に遵守しながらですね、進めていきたいと考えております。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	駐輪場そしてバス停に対してはですね、本当に他の自治体の方がうらやましがられるように、立派なものができております。 しかしながら、せっかくきれいなものができたんですけども、掲示板の掲示の仕方とか、また清掃面のこととかですね、ちょっと気にかかるところがございます。 この管理というのは、どこが責任もってされるのか。そして、現在何カ所のバス停があるのか、お尋ねいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 バス停の管理ということでございます。 町が管理しているもの、それから社会福祉協議会が管理しているものというふうなことがございます。

	しかしながら、実際の清掃とかはですね、地元の住民の方であったり、行政区、また近くの会社であったりですね、そういう事業所の方々、いろんな方々のお力を借りながらですね、日々清掃はしていただいております。 それから、バス停のそういうふうなところの箇所数でございますけれども、17カ所でございます。 というふうなことで、今後ともですね、いろいろご要望等いただきながらですね、また清掃、美しくできるような環境が整いますよう、また町のほうも応援していきたいというふうに思っております。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	17カ所というのは町が管理している分で、社協も含めて、町社協、その他のバス停というのがあると思うんですけど、含めて17カ所ですか。ちょっと確認の意味で。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 町が管理しているところと、それから社会福祉協議会が管理しておところのバス停の総数で17でございます。 それからあと、その17という中にはですね、上り下りを1カ所としてカウントしておるものがございますので、箇所というふうな形で捉えていただきたいというふうに思っております。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	17カ所ということなんですけれども、私たちが議会報告会等でチラシといいますか、案内のポスターをバス停に貼らせていただいて、終わりましたら、なるべく早くという思いで撤去させていただいております。 しかしながら、せっかくきれいなバス停が整備されたにもかかわらずですね、テープの跡がベタベタ残っている箇所が、本当に目について残念な気持ちです。 それで、バス停によっては、グリーンに掲示板と言いますか、それを設置されているところがあって、そこだけに貼るといような、そういう考えのバス停もあるんじゃないかと思います。このくらいのグリーンでできた掲示版が設置されているところもあります。 それで、掲示は当然、いろんなイベント等で必要だと思うんですけども、やはりこの掲示版、ここには貼ってもいいけど、他のところはちょっとご遠慮くださいとかですね、そういった対応というのは必要じゃないかと思います。 実際、そういうバス停を見られて、どのようにお考えになっておりますでしょうか。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 確かにバス停、私もよく見ながら行きます。 ポスターは、もう終わっているのに、三日経っているのになというところをですね、ちょこちょこ見かけることもございます。 私、気が付いたときには連絡してですね、早めに撤去してくださいというふうなお話をする時もございます。 あと、その部分のところでございますけども、今、町の管理それから社会福祉協議会の管理、それと厳密に申しますと、その他にも事業所の方が設置してある待合所もございます。 掲示の許可につきましては、例えば社会福祉協議会が管理してあるところでも、町のほうに来ていただいたら、一括して掲示許可を出しているというふうなところもございます。 今のところはですね、そういうふう形でございますので、気が付けばご連絡いただ

	いて、そちらのほうに早く外していただくような対応をお願いすると。 それと掲示板の設置につきましては、町が設置しているところは、比較的ほとんどが掲示板という掲示箇所を明確にしております。それ以外のところにつきましては、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。 それと併せまして、セロテープの剥いだ部分の、やっぱり残っている部分があるというところですね。あれは私も気になるところでございますので、その部分もですね、ちょっと今後検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	人の心理と言いますのは、きれいにしてあるところでは物を散らかしたりとか、やっぱり汚しちゃいけないとか、きれいに使おうという心理状態が働くといわれておりますけれども。汚ければ、汚くして、そのままでも構わない。他の人がごみを捨てておれば、自分もいいのかないという、なんかそういう心理状態があるというふうに聞きますし、それがやはりひいては犯罪とか、そういうふうにも結び付かないとも限らないと思いますので、今後しっかり検討してくださるだろうと思いますので、期待をさせていただきたいと思います。
委員長	田中委員
田中委員	54ページでございます。木村委員と関連質問になりますけれども。 ブロードバンドの関係ですけれども、42の番号のほうはかなり普及がしたわけでございますけれども、22番号の、旧三輪町の関係で、付けられるようにやるというふうな状況も、以前から申されてあったようでございますけれども、その点、どのような内容になったのか、お尋ねいたします。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 42という局番の部分、夜須地区の部分につきましては、夜須地区一括ということで、広報宣伝という形ですね、営業活動を展開させていただいています。 22という三輪地区のほうの部分でございますけれども、まだケーブルテレビとかですね、そういうふうな町の部分で、対応できる箇所というのが、まだ一部分に限定されております。 やはりケーブルというのをですね、随時延長していくというふうな形なりで、三輪地区のほうも伸ばしていくというふうなことになってはおるんですけども、伸ばしたらそれだけ契約が取れないと、会社としては力が落ちていくという、営業収益が、赤字がどんどん増えていくというふうな形で、なかなか努力はしてあるんですけども、新規の延長というのが、なかなか伸び悩んでいるというふうな実態でございます。計画としてはございます。というふうな答弁でございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	決算書の72ページです。 71、72、29目公共交通活性化対策事業費の11節需用費の下から2つですね、修繕料、福祉バス停標示板修理の内容をもう少し詳しく説明してください。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 まず下から2行目、72ページの11節の下から2行目の修繕料という、180万余りですね、出費分でございます。 こちらはですね、車の車検、それから3カ月点検、それから車の修理というふうなところでございます。こちら車検で589千円、3カ月の法定点検で270千円、その他、ちょっとオートマチックのミッション関係の重たい修理等もございましてですね、50万とか、そういうふうな金額でございまして、今年は24年度よりも

	かなり大きく８０万ほど伸びております。 それから、その下の福祉バス停標示板修理でございます。こちらは、２６年１月の第３ステップに向けまして、各バス停のほうですね、標示板を全部入れ替えました。その関係の経費でございます。以上です。
委員長	これで質疑を終わります。
休憩	
委員長	ここで休憩します。 ２時２０分から再開します。 （１４：０４）
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１４：２０）
委員長	財政課の説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、決算書のほうから説明いたしたいと思います。 ４７ページをお願いいたします。 ２款１項１目一般管理費の中にですね、財政課所管分がございます。 一番下の需用費でございます。消耗品費でございます。８，３５０千円です。 これにつきましては、学校それから庁舎内を含めたですね、共通のものということで、コピー用紙とか文房具とか一括で準備をしておるものでございます。 次に、４９ページ、５０ページをお願いいたします。 これにつきましても、１４節でございます。使用料及び賃借料でございます。 これにつきましては、本庁舎２階の印刷室の複写機等の借上料、使用料でございます。これが上がってきておるところでございます。 それから、次に５１ページをお願いいたします。 ５１ページ、３目財政管理費でございます。支出総額４９，８６３千円でございます。 主なものにつきましては、１３節委託料５，１８７千円でございます。 これにつきましては、公会計制度の財務書類の作成の支援委託を行っております。 ２５年度につきましては、評価替えに伴います土地の価格のですね、算定業務を行っております。若干増えておると思います。 それから、同じページでございます。 ５目財産管理費でございます。支払総額が９５，８９９千円でございます。 これにつきましては、庁舎及びコスモスプラザの維持管理、並びに公有財産の維持管理でございます。 次のページをお願いいたします。 大きなものとしてはですね、委託料がございます。特に、本年度１３節委託料につきましては、ＰＣＢ含有トランクスの取り換えを行っております。取り換えで、こども未来館、それから三輪中学校に保管しておりました。今年の７月に処分を行っております。 それから、１５節工事請負費につきましては、庁舎の会議室のですね、ＬＥＤの取り換え工事、並びに寿団地造成工事が主な内容でございます。 ６目の財政調整基金費からですね、１７目、すべてそったく基金費でございますが、元金積立のみの説明をいたしたいと思います。 ６目財政調整基金でございます。元金積立につきましては、前年度の繰越金の２分の１の相当額を積み立てるということでございますので、その２分の１の額でござい

	ます。 それから、５５ページ、５６ページでございます。 ９目地域振興基金でございます。元金積立につきましては、合併振興基金からの組み替え、それから、自動販売機の収益でございます。 それから、１０目公共施設整備基金費でございます。元金積立につきましては、元金臨時交付金及び町有地の売払い収入金でございます。 それから、１１目農業振興費でございます。元金積立につきましては、両筑二期工事の負担金ですね、平成３０年支払い予定にしております。４３０，０００千円ほど計画がありますので、そのための負担金として積み立てております。 それから、１３目多目的運動公園整備等基金でございます。元金積立金につきましては、基地交付金を積み立てております。１２，０００千円ほどでございます。 それから、１５目ふるさと応援基金でございます。元金積立金につきましては、ふるさと納税でございます。本年度たくさんの方からふるさと納税を頂いております。不足しましたので、予備費から充用をさせていただいております。 それから、１６目は平和基金でございます。元金積立金につきましては、平和記念館等への寄附金でございます。 それから、６１ページ、６２ページをお願いいたします。 ２１目行政情報処理費でございます。支出総額が２１７，９４０千円でございます。１６６，３６２千円増になっております。 これにつきましては、基幹システムの更新のための委託料の増額によるものでございます。電算施設、日進月歩しております。５年を目途にですね、更新をしていくような格好になります。５年できっちりできればいいんですが、それぞれ適当な時期にですね、計画しながら、更新を進めてきております。 それから、１８９ページ、１９０ページでございます。 １１款公債費でございます。元利償還につきましては、ミニ公募債２億円を含めまして、１，８５５，４１７千円の支出でございます。 それから、１３款予備費でございます。 これにつきましては、各部署不足するところですね、予備費を充てております。 主なものにつきましては、先ほどふるさと納税の関係で、たくさんの方から納税していただいております基金への充用として１，４５０千円、それから、税務課の償還金利子割引で、過誤納金の還付金でございます。８，９６４千円でございます。 それから、続きまして１９１ページをお願いいたします。 実質収支に関する調書でございます。 実質収支額は、歳入歳出差引額４９６，２５７千円です。それから、繰越明許費が２３７，０６９千円を差し引きまして、実質収支額２５９，１８８千円でございます。 それから、最後になりますが、２８８、２８９ページをお願いいたします。 財産に関する調書でございます。 主なものについて、説明いたします。 土地及び建物につきましては、公共用財産におきましては、道路改良工事それから多目的運動公園事業などで、土地の増加がございます。 建物につきましては、篠隈団地第１期工事により、増減があっております。 普通財産につきましては、寿団地売却により宅地が減少しております。それから主なものは、そういうところでございます。 それから、次のページでございます。 出資による権利につきましては、増減はございません。 それから、物品につきましては自動車、備考に書いておりますように、軽自動車３台、普通車が１台、それから減として普通車が１台ということで、増減は３台とい
--	---

	うことになっております。 それから、次のページ、基金でございます。 基金につきましては、一般会計、普通会計の中でですね、若干ご説明いたしましたので、省略したいと思います。 特別会計につきましては、基金利子の積み立てだけでございます。 これで、説明を終わります。 それから、決算資料がございます。特別委員会の資料をお願いいたします。 58ページ、59ページをお願いいたします。 財政課につきましては、財政係、管財係、電算係の3つの係がございます。 管財係から説明いたしたいと思います。 58ページ、59ページ、管財係につきましては、本庁舎、コスモスプラザの維持管理業務、入札契約業務、それから町有地等の管理業務が主な業務になっております。 本庁舎、コスモスプラザにつきましては、長期契約により、保守管理を委託しております。施設の老朽化と言いますか、コスモスプラザについても平成15年完成、それから、本庁舎についても平成元年の完成でございます。施設の老朽化に伴いまして、修繕箇所が若干増えてきておるような状況でございます。 それから、入札契約業務につきましては、平成26年、27年度の指名競争入札参加申請を受け付けております。1,450件の登録を行っておるところでございます。 それから、庁舎の省エネルギー対策事業ということで、本庁舎及びコスモスプラザの窓ガラスの遮熱塗装を行っております。25年度につきましては、健康課、都市計画課、町議室、それから電算室等の施工を行っておるところでございます。 それから、61ページをお願いいたします。 財政係でございます。 財政係につきましては、予算の編成、執行、決算統計の作成、それから地方債の管理、地方交付税の算定、それから、財政計画の策定などが主な業務でございます。 地方債の管理につきましては、町債の発行額をですね、元金償還額の9割以下に抑え、将来負担を少なくするというところで、財政の健全化をはかってきているところでございます。 それから、財政計画につきましては、平成27年度から段階的に交付税が減少することを踏まえてですね、事業の必要性、優先度を勘案した財政計画を早急に策定することが重要であるというふうに考えております。 それから、先ほど言いましたように、公会計制度につきましても、今、総務省の基準モデルがですね、また変更になるということで、それを併せて変更していくように計画をして、進めておるところでございます。 それから、63ページをお願いいたします。 63ページにつきましては、電算係でございます。 電算係につきましては、電算システムの運用管理が主な業務です。平成25年度には総合行政システム、それからグループウェアの更新を行っております。 また、電子自治体の構築につきましては、福岡電子自治体共同運営協議会に加入して、地域情報化の推進に取り組んでおります。 以上が、主な事業内容でございます。以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 金子委員
金子委員	59ページですね、指名願いの受付・審査業務について、質問します。 これはですね、今までの参加資格申請の受付を受けられてですね、その審査の結果で1,450件ですか、登録の事業者数ができたということでございますが。 従来のこの審査会を解散しております。そのときの回答がですね、よく似た同じよ

	うな審査会があるので、あれは必要でないという回答を頂いておったわけですが、これを審査された同じような審査会というのは、どういうメンバーでされたのか、質問します。
委員長	財政課長
財政課長	今お尋ねの件ですね、私が申し上げておるのは、指名の入札の参加受付のことでございますが、そのことについてのお尋ねでしょうか。参加受付の審査会。
金子委員	審査を受け付けられるでしょうが、そして、それを1つの台帳にさっしやってですね、それを審査していただく、その審査会なんです。
財政課長	お答えいたします。 審査会、届け出がありましてですね、所定用紙、いわゆる指名願いの審査として、事業所の場所とか、それから、納税証明を頂いたり、それから、事業の今までの実績を頂いたりしております。 それを見まして、書類に不備がなければ受け付けておるような状況でございますので、それを受け取って。それを審査会というふうな形はとっていないと思います。いません。 ですから、その期間中にですね、届け出があれば、その書類がきちっとそろっていれば受け付けて登録をするというような形で終わっております。以上です。
委員長	金子委員
金子委員	それを今までは外部の方も交えて審査をしておったわけでしょうが。しかし、この中にはですね、審査の結果と書いてありますね。 前回これをのかすときにですね、同じような審査会があるから、これは不必要だということで解散したと思うんですが。 簡単に言いますと、ちょっと課長が新しくなられて分からないかと思いますが、例えば、議会からどれしこ、商工会からもというですね、そういう抜粋した人数において、審査会をやっておった。しかし、それと同じようなものがあるから、それは不必要だということで解散したわけです。 それで、この中にですね、審査の結果と書いてありますね。 じゃあ、同じような審査会というのは、どういう審査会ですかとお尋ねしよとです。
委員長	財政課長
財政課長	お答えします。 私は、ちょっとまだ新しいもので分からないんですが、今書いておる審査というのはですね、あくまでも書類審査で、出していただいた書類で不備がなければ、間違いがなければ、それを審査したという判断で受け付けておるということです。それを登録して、台帳に載せております。 それを基に指名委員会とかですね、入札のために指名を図ったりするために使っております。 議員さんいわっしゃるように、以前そういうのがあったかどうかというのは、私がちょっと分かりませんが、今の形としては、その審査という考え方というのは、あくまでも書類審査で、書類が出て来て、書類が不備がなければ、それを受け付けて登録をしておるというような状況でございます。
委員長	金子委員
金子委員	それではもう、書類に不備がなければ、それはもう通して認めていくということですかね。 指名委員会というのはですね、この台帳からですね、物件ごとに、この事業に対してどういう業者がいいかというようなことを選定しながら、一物件ごとにしていくの

	が、適当な業者を選んでいって、それで入札をするのが指名委員会である。 その前の審査を解散しておくからですね、ならもう出せばそれで通るというようなことでよろしいんですかね、判断は。
委 員 長	財政課長
財政課長	お答えします。 書類審査、他はやっておりませんので、基本的には書類上問題がなければ登録をしております。 それを、あとは物件ごとに指名委員会というのはございますので、当然現課が、この事業をするにあたって、業者を選定するところの資料として使っておるような状況でございます。 ですから、先ほど申し上げますように、出していただいて、その書類に不備がなければ、登録受付をしております。ということでございます。
委 員 長	ちょっと、この審査会については、私も審査会、議長も入っておられたんですけど、産建の委員長も入ってあったんですけど。 審査会は今までしてたんですけど、審査会、なぜやめたかという、あのときの話としては、審査会というのは書類を見て、我々が見ても全然分からないんですね。 だから、審査会はもう必要ないという意見が出て、当局もそれで、もう審査会は必要じゃないんじゃないかという時代の流れでですね、あくまでも書類が完全にそろっておけば、全部登録台帳に載せるということで、決定で、審査会はなくなったということでございます。
金子委員	すみません。そのことで。
委 員 長	金子委員
金子委員	じゃあ、昨年の区長会からの質問があったときにもですね、同じような審査会があるから、それはだぶってするから必要ないという回答も、議会からはしておるんですよ。 それを解散するときにはですね、いや、今からはそういう書類を出してもらえれば、それがそろっておれば受け付けますというようなことじゃなくて、同じような審査会があるからということで、そのことを認めておったわけですよ。
委 員 長	副町長
副 町 長	一応財政課で、書類審査をいたします。 そういう中で、一応書類審査で、今まで審査会においても、書類審査より以上の、そういう意見はなかったというふうなことで、もう要するに、審査会は不要じゃないかというふうなことでですね、改正されたということでございます。 指名委員会においては、そういう台帳をもとに指名停止とか、いろんな情報、これをですね、最新の情報を集めながら指名を行っております。 本来ならばですね、そういう指名停止等があれば、審査会をそのたび開いてですね、この台帳からどうするかというふうなことで、毎回招集する必要性が生じてくるわけでございます。 そういう中で、内容的にはもう、要するに落とすべき内容でございますので、わざわざ集めてするようなことではないというような、諸事情をですね、そのような事情を含めてですね、条例を廃止したというふうな流れになっておるようでございます。以上です。
委 員 長	田中委員
田中委員	成果と課題について、お尋ねいたします。 60ページでございます。 一番下ですけれども、山隈区に契約をしてあると思います。その契約内容と何年ぐ

	らい契約してあるのか、お尋ねいたします。
委 員 長	財政課長
財政課長	お答えします。 契約の内容は、私も宙には覚えていませんが、5年間、山隈区が管理していただくというところですね、山隈と、そういうふうな賃貸の契約をしておるということでございます。 当然、町の財産でございますので、公的なもの、それから有効に活用していただくというところで、作っておるとは思っておりますが、内容の細かいところについては、すみません、把握しておりません。
委 員 長	田中委員
田中委員	分かれば、後でお知らせいただければと思っております。 それですね、仮に5年間というのを管理していただくわけでございますが、6年目からどうするのかということも大事なことでないかなと思うんですけども。 残りが3, 800㎡ぐらいあるんですけども、管理するほうが広いんですよね。本来ですと、地域的に言えば、一般住宅が近くまで密集してきているのが現状だと思いますけれども。 私が思うには、やっぱり一般的に売却できる財産でございますので、売却を目的にしたほうがいいのかというふうに思っているんですけど、この点いかがでしょうか。
委 員 長	財政課長
財政課長	お答えします。 普通財産として管理しております。ですから、当然売却できるようなものがあれば、売却ということが考えられると思います。 その点において、山隈区がですね、まず、一部を売ってくださいということで売却し、また、利用をしたいというふうな希望があって、賃貸借というふうな形を取っております。 ですから、今のところ山隈区が、将来的にないということであれば、当然、売却の方向も考えていかないかなと思いますけど、5年後の先の話がちょっとですね、私もそこまでは考えておりませんでしたので、今のところ、町営住宅跡地として管理する中で、山隈区がほしいと。ただ、全体的に買うにはお金がないというところで、話が行為話になっておるんだと思っておりますので、基本的にそういう計画がなければ、当然、売却できる財産だと思っております。
委 員 長	田中委員
田中委員	他にも福島団地とか松延団地というのが、今度次に控えているんですよね。そういう形で、地域の方が、いや、ほしかばってん買いきらんと、一部だけ買って借りるよというふうな状況が、同じような状況になってきたら困るのではないかなと思っております。 ある程度の方向性を決めていただいてですね、売れるものは売る、そのほうが町としても、住宅関係が増えるだろうという状況になるのではないかなと思っております。 町長、一言。
委 員 長	町長
町 長	お答えいたします。 町全体をデザインする場合にですね、地域、地域に公園が必要だという都市計画プランもございます。 例えば松延住宅のあの地には公園が非常に不足していると。そういった場合に、あの土地を売却しますと、改めて町が購入しなければならないと、そういう事態も発生

	してまいります。 ですから、その分の全体的なデザインを十分考えてですね、例えば松延地区には公園が必要なんだということになれば、町が先行取得して公的な公園をつくらなくちゃいけないし、また、その次の考え方として、地域の方々がですね、例えば行政区が、それを活用したいということがあれば、大いに尊重すべきだと、私はそのように考えております。 ただ、その有償、無償の問題は大いにあるところでございます。妥当な価格で利用していただける、あるいは売却等々も選択肢の1つだと思っております。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	今のと関連した質問をさせていただきます。 旧山隈団地跡地譲渡事業、これは、昨年6月議会で上程されてですね、山隈区が公民館を建てたいからということで、それで売却ということで、1,000㎡については売却、そして残りの残地3,800㎡については山隈区に管理をお願いするということだったんですが、公民館建設の見通しというのは、今どのようになっているのか。そして、実際ですね、3,800㎡の部分については、どのような利用実績が、これまでなされたのか、お尋ねいたします。
委 員 長	財政課長
財政課長	お答えします。 今のところ造成をして、フェンスを立てて、更地のままで置かれておるような状況でございます。 まだ、山隈区とそこら辺までは話はしておりませんが、公民館の建設計画等、それから利用状況等については、特につかんでおりません。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	6月定例会のですね、議会だよりなんですけれども、協定書において、1年ごとに更新して、双方に問題がなければ延長しているというような、これは他の区の前例を通した回答だったんですけれども。 今の説明では、5年間契約をしている、賃貸借ということで、これは無償であるのかということの確認と、これがですね、やはり今、田中議員も言われたんですけれども、全町民の利益とならなければいけないと思います。 全町民にとって、どうすることが、この土地の取り扱いが一番ふさわしいのかということ、5年間も契約してて、この判断が果たしてできるのかなというふうに、1年ごとの契約であれば、まだその途中、途中で、その判断が可能だと思うんですけれども、今、5年間の契約と言われたんですね。 ということであれば、本当に町民の、全町民の大事な大事な財産なわけなんです。そしたらもう少しこの辺を慎重に取り扱うべきではなかったかというふうに考えますが、回答をお願いします。
委 員 長	財政課長
財政課長	賃貸借につきましては、無償だということを聞いております。5年間ということも聞いております。 おっしゃるように、そういうふうな長きにわたりということであれば、当然そういう考え方もあると思います。 ただ、基本的に5年間ということで契約をしておりますし、公民館を建てたいという山隈の要望ですね、そういう要望を聞いて、それをとりあえずという言い方はおかしいですけど、そういうふうな管理をお願いしておるという状況でございます。おっしゃられていること、十分分かります。 ただ、今のところは、その契約が成り立っておるということでございます。

	すみません、手元に契約書がございませんので、契約書を確認して、どういうふうな内容になっているかですね、再度また報告したいと思います。
委員長	梅田委員
梅田委員	この山隈公民館を建てるためにということで、その1, 000㎡につきましては、土地の評価額より3割減額で、その辺をやっぱ山隈区民の方たちの思いを受け入れて、3割減額で売買されたと思います。 それはそれでいいと思うんですけども、やっぱりこの残地の問題に関しては、今、筑前町は人口が微増で、若い方たちが新しい新築住宅を建てて転入をされておられる方がたくさんおられます。 とにかく町の活性化のためには、やはりそういう転入者、新しい人口増ということが必要だと思うんですが、3, 800㎡ということになれば、ざっと計算して、これは広い土地を購入していただくということで、100坪で考えても10軒以上、11軒ぐらい建てることができると思うんです。 そしたら、そういう10軒なり10軒以上の方たちが新しく転入して、新築建ててということになれば、町の活性化には、大いにこれは貢献する土地になるんじゃないかというふうに考えるんですが、そういった考え方はできないんでしょうか、お尋ねします。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 総合的な町づくりのお話だと受け止めさせていただいたので、私のほうから説明させていただきます。 住宅が建てば建つほど公的空間が必要になってまいります。公的空間の間にですね、民活は行われていくと、そういったことが言えるのではなかろうかと思っております。 いい事例が大刀洗平和記念館でございます。平和記念館という公的施設を充実したのがゆえに、様々に地域が振興しているということは言えるのではなかろうかと思っております。 ですから、この用途地域、特に筑前町においては、農業振興地域と用途地域の2つに大きく大別されております。その用途地域の中にはきちっとした都市公園、あるいは近隣公園が配置的には必要なんですね。それを整備することによって、より多くの住環境が整備されて、人口も快適な環境になって、住宅も増えてくるということが言えると思います。 住宅がはびこってしまって、その中にどうやって公園をつくるかということになりますと、極めて困難であると。 そういった意味において、今、公的な土地があるとすれば、それはまず優先的にそれを考えてみて、そして他の土地を民活で有効に活用していくというのが、私は上策ではなかろうかと思えます。 したがって、当然売却すればですね、その場の人口増、あるいは収入もあるわけですが、その後あの地域に、例えば避難所をつくれ、防災公園をつくれということになれば、また多額の、より以上のお金が必要なわけでございまして、これは公共用地あるいは施設を利用する場合もまったく同じでございます。また、ボランティアがより活発になるからボランティア施設をつくれというよりも、今の施設を活用できないかというのが、私は極めて重要な考え方であろうと、そのようにも考えます。 国もそういったことをですね、非常に老朽化対策については、解体ではなくて活用という視点を入れて物事を検討せよというふうな話も出ております。もちろんその中には民生活用も必要でございますけれども。

	そういったことからすれば、その土地が本当に公的には、必要な空間として必要なのかということをしっかり考えながら、また、行政区という、最小単位のコミュニティとして、その空間が必要でないのかということも考えてやることが、10年、20年先のまちづくりだと、私は考えます。以上でございます。
委員長	もう3回になりましたけど、最後。 梅田委員
梅田委員	今の町長の発言をお聞きいたしておりますと、何か公園ということで、お考えになっているようですが、あれは、公園ということは、何もまだ、今決まってない状況だと思います。 それで、町長の考えを聞きますと、それを補完するのは、近くにそれこそ公園というか、野球場みたいなグラウンドがあると思います。 あくまでも1,000㎡というのは、これは公民館ということで売却はされたと思うんですね。 そしてもう1つは、5区で、あそこに少年大使館、ああいう施設もございます。 だから、そういったことを総合的に考えればですね、やっぱりあそこを本当に有効利用をして、先ほど私申しましたけれども、宅地として民間にという、そういう考えもあってもいいんじゃないかなということを申し上げまして、終わります。
委員長	内堀委員
内堀委員	総合支所検討委員会の業務について、質問をいたします。 検討委員会の報酬と検討委員会調査事務委託として120万程度の予算が執行されているわけです。 そして、その年度内に答申が挙がってきたと思いますけれども、先日、私たち議員も、三輪校区の区長さん方と懇談会を行いまして、その際にも、その質問が出ておりました。 その答申を受けて、町長が、現時点でどういうお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 諮問委員会を作らせていただきました。そして、その答申を頂きました。かなり幅広い答申だと受け止めさせていただいております。しっかり行政考えようと、そういった指摘であったかもしれないということでございます。 そのことを受けて、1つはいろんな選択肢がございます。解体という選択肢もございます。活用という選択もございます。あるいは貸し出すという選択肢もあろうかと思っております。 ただ、その中に基本理念として、諮問委員会の中から出てきた思いは、やはり1丁目1番地であると、大事に使ってほしいということだろうと、私は思っております。 そのことを十分念頭に置きながら、今、議論も進めているわけでございますけれども、その折に、今、一本化算定の問題が出てまいりました。 この一本化算定というのは、非常に地方自治体にとって、合併自治体にとって、交付税が大幅に削減されるという、非常に財政運営の危機的な状況になり得る可能性があるということで、先日、南天草市ですかね、一緒に行かせてもらいましたけれども、十何億の減額なんだと、そんなことで、とてもこの市はやっていけないという話をお伺いいたしました。 どこの自治体も、その危機感を非常に持ちまして、総務省にしっかりとした要望がなされております。それは長崎市を中心として、協議会が市レベルで結成されておまして、わが町は残念ながら参加させていただいておりません。しかしながら、その

	恩恵は、私どもの町もたくさんいただいておりますので、先日うちの職員を派遣いたしまして、お礼方がた情報収集にも行ったところでございます。 その中の1つとして、やはり全国の合併した自治体がですね、そういった支所、かつての役場庁舎がですね、現在ともまだまだ活用されているという実態があるということを、総務省も認識したと。そのような回答でございました。 認識したということは、どういったことかという、その分についても、やはり交付税措置は必要なんだということです。これは、かなりの額でございます。これを今から減額される3カ年にわたってそれぞれ積み上げていって、例の、うちが560,000千円の差があるといっておりますけれども、その差を縮めていこうと、この少なくとも総合支所は必要なんだというふうな、当面のスタンスでいこうというふうな回答を待っているところでございます。 となると、その支所をもしも解体した場合は、そういったお金が来なくなればですね、非常にこれまた大きいもんで、現実的にうちの支所も、あそこで避難所とか防災無線とかいろいろやっているところでございますので、もう少し時間をかけて、じっくり活用とあるいはその他の方法を検討させていただきたいという思いでございます。 何か国の動きが大きく変わりつつあるということを念頭に置きながら、検討をしていきたいと考えております。
委員長	内堀委員
内堀委員	あの答申書は、私ども議会読ませていただきました。 私個人としては、答申を出されて、検討委員会の方は本当に苦渋の答申書案だったのではないかというふうに思います。 財政的なことを考えてみれば、当然、ある程度考えなければいけないし、答申を出した時点でもですね、あの支所自体がやはり耐震性とかに問題があって、今後ずっと使っていくには問題があるということで、執行部としては諮問をされたんじゃないかというふうに思います。 合併のことで、27年度からですかね、交付税の減額がされるということでありまして、やっぱり私たちが合併を選択した時点ですね、やはり合併をすることが条件で、いろんな利益も得ているわけなんですよ。 だから本当に、国の考え方がいろいろあるにしろ、どんどん、どんどん、じゃあその状況に応じて変えていくというのも1つの方法だと思いますけれども。 やはり私は、筑前町がですね、5年とかいうスパンではなくて、例えば交付税の算定が、じゃあ、今から何年か延びたと、でもそれも合併したところは何らかの措置をしてくださいというふうになる時期がまた来ると思うんですよ。 ただ、そういうふうに短いスパンで考えるのではなくて、やはり町として、今後どういうふうな構想をしていくのか、そういうものはですね、ある程度きちんと持つべきではないかというふうに思っていますので、まだちょっと、答申を受けて、まだ執行部としても十分に検討させていただきたいということではありますけれども、国がお金をやるから、やらんからというふうなですね、目の前にぶら下がりだけを考えるのではなくて、やはりこの町を今後どういうふうにやっていくかを、十分に見据えながら、方向性を出していただきたいというふうに考えています。
委員長	町長
町長	お答えさせていただきます。 まさにそのとおりだと思います。本当にですね、筑前町は1本になった。将来は、また将来は大きな合併をやるかもしれないと。 そういったことで、十分今、国のほうでは考えているわけですね。もう、この3万

	規模じゃダメなんだと、30万規模をつくるんだという構想もあるわけで、そういった段階になりますと、また根本的に消防の在り方、すべてが変わってまいります。 ただ、今言えるのは、今ある施設が、本当にもうそういった解体するような状況かということも、大きな私は、この問題を考える場合に重要ではなかろうかと思っております。 耐震の診断結果は、まだまだ十分に使えると。これは、見てからにしてそうだと思いますし、また、仮に今の施設をもし解体したとしてもですね、今度はバックの施設がまたより貧弱に見えてくるということでありまして、基本的には、あのゾーンをどう考えるかということだろうと思っております。 要するに、めくばーを中心とした、めくばーはまだまだ30年、40年、100年はもちませんけれども、2、30年は十分活用しなければいけない施設でありますし、何はともあれ、あそこが一番いい場所でございます。 そして、新町という、今でも三輪地区の中心地があるわけでございますので、その地域の拠点としては、何がふさわしいのかということも、もっともっと議論すべきだろうと思っております。 いろいろ意見、私のほうには入ってまいります。解体論もあります。もっと活用せよという意見もございます。その辺を十分聞きながら、最終的に判断はさせていただきたいと思っております。以上でございます。
委員長	福本委員
福本委員	確認の意味でお尋ねしたいと思います。 決算書55ページの11目の農業振興基金ですね、これは、元利合計で66,000千円ということですが、これは、いわゆる両筑の負担金が平成30年に、10億近くの負担が伴うための積立金ということで、理解していいでしょうか。
委員長	財政課長
財政課長	両筑の負担金がですね、今、農林商工課に聞いておるのは、430,000千円ということで聞いております。 430,000千円が平成30年に要るから、65,000千円ずつ積み立てていきよるところです。それを目標に、目途にしております。以上です。
委員長	福本委員
福本委員	すみません。私が10億と申し上げましたので、これは訂正をさせていただきます。以上です。
委員長	これで質疑を終わります。
休憩	
委員長	ここで休憩します。 3時15分から再開します。 (15:04)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15:15)
委員長	先ほどの田中議員の山隈区と町との使用貸借契約書の件について、財政課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 財政課長
財政課長	先ほどの契約書は、ちょっと分かりませんでしたものですから、持って来ました。 中身につきましては、土地の使用貸借契約書でございます。 使用目的としましては、土地を広場等として使用するということで、無償でございます。平成31年3月31日まで使用するということでございます。

	26年の3月17日に、町長、それから山隈区公民館の区長さんとの契約になっております。以上でございます。
委員長	それでは、税務課の説明を求めます。 税務課長
税務課長	税務課及び前納税推進室の決算並びに成果と課題について、説明をいたします。 決算の内容ですが、例年どおり経常的な経費でございますので、予算に対し、特に大きな執行残についてのみ説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 まず、決算書の71、72ページをお開きください。 中段のところになります。2款2項1目税務総務費、支出済額1,005,279千円です。 予算に対しまして、807千円の執行残が出ていますが、3節職員手当など767千円が主なものであります。 あとは、ほぼ予算どおりに執行しておりますので、説明は省略をいたします。 次に、73、74ページをお開きください。 2目賦課徴収費、支出済額38,200千円です。1,441千円の執行残が出ています。この主な要因は、13節委託料で、1月以降の確定申告に伴う人材派遣や給与など、パンチ入力の実委託が、見込みに対し、それほど必要がなかったために、1,236千円不用となったものであります。 次に、3目納税推進費、支出済額8,059千円です。751千円の執行残が出ていますが、この主なものは、75、76ページをお開きください。 12節役務費394千円で、通信運搬費の縮減と、13節委託料200千円、公売用不動産鑑定委託料が、3月まで不動産の任意売却がなかったため、支出の必要がなくなり、執行残となったものであります。 以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。 失礼いたしました。先ほど2款2項1目支出済額は、105,279千円です。失礼いたしました。 次に、主要施策の成果と課題について、説明をさせていただきますので、資料の65ページをお開きください。 税務課と納税推進室では、適正なる課税客体の把握、及び公正かつ公平なる賦課徴収を基本理念として、昨年1年間事務を推進してきたところであります。 まず、町民税係であります。 個人、法人町民税であります。適正なる課税をするため、申告指導などの推進を図り、ここに記載しておりますように、一定の成果が上がったところであります。 次に、軽自動車税ですが、県内における車両の登録、末梢は、把握ができています。しかしながら、県外の車両については、把握できていない車両もあるため、今後各県の検査協会へ協力を求めていくことが課題であります。 たばこ税につきましては、平成24年度と比較して、本数で32万本の減となりましたが、平成25年4月1日から市町村のたばこ税引き上げにより、税額で24,360千円の増となっております。 入湯税につきましては、花立山温泉の入湯税であります。 次のページ、66ページをお開きください。 固定資産税の説明をいたします。 土地の評価ですが、平成27年度の評価替えに向けて、状況類似地区及び路線の見直しを行いました。 また、標準宅地179地点の不動産鑑定と時点修正を行い、適正な評価に努めたところであります。

	農地の状況類似地区の見直し業務に、新たに取り組み、3カ年の計画で2年目を実施しているところです。 次に、家屋の評価でございます。 法務局からの移動通知、建築確認申請による移動処理、評価調査を実施しました。また、新築家屋につきましては、木造が114棟、非木造が35棟で、昨年より21棟の増となりました。 次に、償却資産ですが、これにつきましては、1月31日が申告期限ですので、12月に該当する事業所などに関係書類の送付を行い、昨年より15件増の665件、申告をされたところであります。 次に、収納管理系の説明をいたしますので、67ページをお開きください。 滞納者、滞納税の解消につきましては、具体的措置として、督促状、催告書の発送、また、収納対策本部による夜間徴収、非常勤職員の訪問徴収を取り組み、成果としては、ここに記載しているとおり、夜間徴収訪問件数659件、訪問効果額33,251千円、非常勤訪問件数204件、237千円で、一定の成果は上がったと判断しているところであります。 そして、68ページ、町税の収納状況についてでお分かりのとおり、現年度分につきましては、合計0.01%の微減、滞納繰越分につきましては、新収納システムへ切り替わり、本来の正常なる取扱いに戻った関係上、例年より2カ月早く前倒しで締め切った状況もあり、合計4.48%の減であり、今後さらに滞納額の徴収増をはじめ、新規滞納者の抑制にまい進してまいりたいと思っております。 納税意識の高揚につきましては、滞納処分を実施することにより、納税義務を再認識してもらうことで、具体的には不動産、預金及び給与などの差し押さえを行ったところであります。 成果としては、ここの記載しているとおりであります。 最後に、不納欠損を説明いたします。 一般会計と国保会計の4税合わせまして309件、45,508千円を不納欠損として処理したところであります。 不納欠損の詳細につきましては、70ページ、また72ページから74ページにわたり、資料として添付いたしております。 平成25年度不納欠損の事由別明細について、若干説明いたしますので、73ページをお開きください。 町民税3税、国保税とも今から申し上げます4つの理由により、それぞれ不納欠損として事務処理をさせていただいたところであります。 ①執行停止後3年経過とありますが、これは生活保護、生活困窮者、差し押さえするも財産なし、さらには納税義務者死亡のケースなどの理由で、法に基づく滞納処分の執行停止が3年間継続したことによる納税義務の消滅です。時効の5年を待たずに欠損処理をしたものであり、146件の24,785千円でございます。 ②の納税義務の消滅につきましては、徴収することができないことが明らかであるときは、3年間待たずに、直ちに消滅させると。法第15条の7第5項にあるわけであります。 具体的には、納税義務者が死亡し、相続人もいない場合や相続放棄したケースの理由で、消滅した税額であり、24件の780千円でございます。 ③の執行停止期間中の時効完成につきましては、執行停止中であっても、地方税の徴収権の消滅時効は進行し、停止期間3年を待たずに、先に消滅時効5年を迎えたものであります。 差し押さえ者の居所、財産など不明、法人の会社の実体がなし、また、無財産などにより消滅した税額であり、59件の14,150千円でございます。
--	--

	④の時効完成につきましては、徴収権が5年間行使しないことによって、消滅するものであり、具体的には死亡などで相続されないもの、また、本人不明や職権消除などで行使の相手がないケースにより消滅した税額であり、80件の5,791千円でございます。 以上で説明を終わりますが、不納欠損につきましては、極力時効にかからないよう、最大限の努力をしているところであります。今後も滞納者の生活状況の的確なる把握と、時効の中断などを駆使しながら、さらに収納率の向上を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、税務課、前納税推進室の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	先ほど出納室のときに質問したら、税務課のところで聞いてくれということではなかったので、お尋ねします。 口座振替の件数が2千件ぐらい減っているんですよ。 口座振替というのは、預金残高がない限り、100%収納、収納率にも関わってくると思うんですけども、これが何でこんなに減ったのかをお尋ねしたいのと、不納欠損、今、課長が一生懸命説明されておりましたけれども、昨年900万ぐらいで、今年すごい金額の不納欠損が出ているんです。 これはですね、もう完全に町の収入にならないわけですから、本当にもっと少なく済むようにですね、必要な手立てをとっていただきたいと思いますが、お考えをお尋ねします。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 最初の口座振替額のほうで金額がちょっと下がっておりますので、そのところについてでございますが。 1つ目は、特別徴収の推進ということも、今あるわけでございます。あと、もう1つは、65歳になり年金受給者になった方がですね、年金特別徴収となり、また、普通徴収及び国保税の分の口座振替から、その分が減ったこと。また、あとは税の調定額を見てもみると、24年、25年、町民税、固定資産、国保税が下がっているところも、また、マイナスの一因であるというふうに思っておりますのでございます。 それと、あと徴収についての、ちょっと下がってきておりますので、どういう努力をしているのかということになってくると思いますが、今のところ収納係のほうです、非常に有効なのは夜間徴収とかが一番、かなり有効だと思っております。 他のところはですね、ちょっと今のところいろいろと、よその市町村とかの取り組みとかを研究している状況ではございますが、まずは今、収納係の各、昨年7名で、地区割をしながら、きちっと年3回ですね、ローラーでひとつ残らず、なるだけ滞納にならないように、全職員で対応したところでございますが、最終的に不納欠損がですね、このように出てしまいましたので、そのところについては、全員でですね、税法に基づいて、諸手続き事務をですね、全職員で対処したところでございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	夜間徴収で効果が上がっているということですが、職員の方たちにとって、夜間徴収に回るということは、すごい負担だろうと思うんですよ。それに代わる何か、手立て、方法はないものか、お尋ねします。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。

	ただ今ですね、夜間徴収の他にないのかということでございますが、何らかの徴収対策を少しでも改善ということで、他市町村の状況なりですね、勉強したいということで、例えば朝倉市とか大刀洗町とかですね、一番有効であるなと思ったのは、国税局のOBの方などがですね、かなり徴収の力になられて、大刀洗町とかはお願いしてよかったと。そういうふうなところを聞いておりますけど、まだ、筑前町も調査段階で、やっぱりきっちりとした効果ですね、そこら辺がかなり上がっているというのは聞きますけど、ちょっと勉強させてもらって、そしてまた検討していきたいというふうに思っておるところでございます。
委 員 長	木村委員
木村委員	ただ今の河内委員の不納欠損の部分ですね。関連でお尋ねいたします。 説明の中に、十分分かりました。適用ごとの根拠というものもしっかり分かったわけでございますが、先ほど河内委員も言われたように増えております。3倍超えております。昨年度と比べたらですね、そういった中で、どこを基準なのか、今年度がいろんな社会的なですね、今、背景を元にですね、こういう傾向が、これから続くものであるものか、今年度のものを基準と考えるものなのか、その辺をどのように捉えてありますでしょうか。お尋ねします。
委 員 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 なんでこんなに多いのかということにつきまして、ちょっと分かりやすいように説明をさせていただきますと、ページ数が74ページを見ていただきたいと思います。 不納欠損の地区別集計表というのがあります。これが分かりやすいのかなということで説明申し上げますと、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税で見えますと、固定資産税がですね、2,400万ということで、断然多いわけでございますが、中ほどよりちょっと上のほうにですね、16番北九州市、固定資産税ですね、ここが1つ法人の関係でございます。そして17番福岡市、これも固定資産税ですけど、916万、2つ合わせますと、1,400万程度になります。 固定資産税の2,400万のうちの1,400万ということで、かなり2つとも法人関係でございます。 これをですね、73ページをまた見ていただきますと、事由別の明細があります。1号、2号、3号、4号というふうにありますけど、大体100万以上の箇所が何カ所ぐらいあるのかなということで、お話ししたほうが分かりやすいかなということで、1号につきましてがですね、100万以上が7件、そして、2号については0件、3号につきましては2件です。そして、4号につきましては、100万円程度ということで、97万程度ですけど、1件ということで入れております。 そうして見ていきますと、1号がですね、7件のうち、1つが先ほど言いました北九州の510万程度、これが3年経過の欠損ですね。そして、3号の部分でございます。先ほど2件と言いましたが、そのうち1件が法人でですね、これがやっぱり860万程度というふうに、100万以上をちょっとひらっていきました。 そして4号まで含めまして、全体で10件です。10件で、全体の2,700万程度あります。この10件だけでですね。 全体4,500万のうちの2,700万で、59%、約6割関係がですね、そういう状況でございます。 あとの4割がですね、また、個人、法人ということで、欠損的にあるわけでございます。 分かりますように、今回法人の会社ですね、そういう欠損が大きかったものですから、今までで見ますと、4,500万と言いますと、2番目になります。

	ですから、今後続いていくかという、大体平均をしますと、今までの9年間で、大体3千万切るくらいですね、平均かなということで、把握はしておりますが、来年また増えるかどうかというのは、ちょっと分かりませんが、今後不景気で、徴収にあたっておる現状では、なかなか払えない人が多ございますのでですね、なるべく時効の中断になるように、事務処理を進めていきたいと思っております。以上でございます。
委員長	一木委員
一木委員	3点ほど質問があるんですけども。 まず、決算書のほうで、1点質問させていただきます。 ページは73ページでございます。 23節の償還金利子及び割引料の中で、過誤納金償還金ということで、18,995,282円ということでございますけども、平成24年度は8,140,570円ということで、10,854,710円の増ということでございます。 この過誤納金償還金がこのように増えておりますけれども、その原因を、まず1点お尋ね申し上げたいと思います。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 法人税の還付ということでですね、この中身を見てもみますと、大口のところは5件ありまして、1,890万のうちの1,375万程度がですね、前年度の半期分の業績割で徴収します分の、納め過ぎ分が5社、92万円から850万円の5社ありまして、その分の還付金が一番大きかったのかなというふうに。法人税の還付は見ております。以上でございます。
委員長	一木委員
一木委員	2点で、資料のほうでお尋ねいたします。 ページは、73ページでございます。 先ほどから質問等が出てます不納欠損の事由別明細ということでございます。 私もこの中でお尋ね申し上げます。 本年度の合計件数といたしまして309件、45,508,680円ということでございますけれども、24年度は、合計が324件で、15,355,805円ということでございました。 件数は15件の減ということでございますけれども、金額は30,152,875円増ということになっています。 件数が少なくなって、金額が増えたということで、大口と申しますかね、この原因、要因の大きい部分があると思いますけれども、主なところを、説明を求めたいと思います。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 先ほどですね、主なものを10件、100万以上ということで、説明しました中身が大きなものでございます。以上でございます。
委員長	一木委員
一木委員	私の理解不足であったようでございますので、そのように理解させていただきます。 ページが、資料のほうでございます。74ページでございます。 こちら先ほど説明があつておりましたけれども、この中で、下のほうの下段でございます 筑前町内ということで、細かく各行政区単位ですね、ここに不納欠損が載ってお

	るわけでございます。これは毎年、昨年もですね、こういった資料が載っております、昨年の資料も見ましたが、この中で、ある行政区あたりは、24年、25年に引き続きまして、こういった不納欠損が続いているという行政区もでございます。 努力をして、改善されてあるところもあるしですね、増えたところもあるということでございます、特に、やっぱ金額が大きいところということは、このまま成り行きで任せるというわけにはいかないと思いますけどもですね。 差支えがない範囲等ですね、この辺り、やはり私どもはこういった資料で承知するところでございますけども。 例えばですね、区長会もなされてますし、そういった機会を通してですね、やはり理解を求め、深めていくということ等もあっていいんじゃないかなと、また、そういったことも必要じゃないかなと、いうふうに考えるわけでございます。 大きな差支えがない、範囲程度ですね、そういったことをやはり皆さん方にも伝えていくというふうにも考えられるわけでございますけれども、その点についての見解を求めたいと思います。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 地区別の中で見ていきますと、やはり世帯数の多いところほど、やっぱり大きくなったとかですね、いろいろ原因がありそうですが、今後なるだけ、このような欠損が出ないように、広報とかPRとかですね、とにかくそういう方向に、前に向かって事務処理を進めたいと思います。 すみません。追加でもう少し、不納欠損につきまして、少し詳しく説明をさせてもらうということで、ようございますでしょうか。 先ほど説明しました1号、2号、3号、4号の不納欠損の趣旨は分かっていると思いますので、その法的事務手続きに基づきましてですね、今後も事務処理を行っていきたいと思っておりますので、それは反面、なるべく欠損が出ないようにですね、事務処理に努めてまいりたいと思います。以上です。
委員長	一木委員
一木委員	なるべく不納欠損が出ないようにと、もう当然でございましてですね、毎年、そういった職員の皆さん方の並々ならぬ努力を重ねられてあるわけでございますけども、やはり不納欠損等は発生すると。中身はこういうふうですね、なっているわけでございます。 やはり言いにくいこともですね、やっぱり伝えていかないとですね、なかなか良くならないと、町も厳しい財政の中でですね、一生懸命、当然、町民の義務を果たされてある方もたくさんおられます。 やはり厳しいということは理解できますけども、その中でもどれだけ努力されてあるかということは、あるかと思うんですね。 だから、やはり差支えがない程度で、やはり機会があれば、そういった機会を通して、通じてですね、やはり住民の方へも理解を求めながら、こういった滞納等が出ないように、不納欠損等が出ないようにしていかなければ、同じようなことの繰り返しじゃですね、なかなか改善できないというふうに考えるわけでございます。 毎年同じことをですね、やはり説明されて、結果がそういったことがずっと重なっていきますので、何らか一歩踏み込んだ形の取り組みが必要じゃないかなというふうに考えられるわけでございます。 どうぞ、そういうふうにとつとご努力をお願いしたいと思います。
委員長	田中委員
田中委員	不納欠損でもう一度お願いします。

	74ページでございますけども、欠損する前に、この町内、県内、県外、いろいろありますけども、これには全部訪問をなさってあるんでしょうね。
委 員 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 74ページの県外の部分につきましては、直接訪問まではしておりませんが、県内、筑前町町内につきましては、面談の機会としまして、夜間徴収訪問もしくは県税対策等含めまして、町県民税、4税ですね、すべてに向けて徴収努力に努めている状況でございます。以上です。
委 員 長	田中委員
田中委員	町内については、分かりましたけども、県内、福岡県とタイアップして徴収なんかあるわけでございますけども、その中で福岡県の他の市町村あたりがいくらかあるわけですけど、こういったとこの訪問等々はどんなふうでございますでしょうか。
委 員 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 県のほうでは、町と地方税収対策本部というのを組んでおります。県の職員が筑後地区特別対策班ということで、こちらのほうを分担していただいておりますが、福岡地区、北九州地区、筑豊とかですね、それぞれの県のほうでの直接徴収の対策班などもありますので、協力いただけるところにつきましては、その徴収に当たられたときに、共同で連携をしている部分もあるところでございます。以上です。
委 員 長	田中委員
田中委員	協力得られるところということであれば、得られないところもあるということなんで、やっぱそれなりに努力するべきじゃないかと思っております。 これが4,500万と、単純に言葉では言い表せるんですけども、民間企業でこれだけの不納欠損、1年でどんとやった場合はですね、運営そのものができなくなる可能性もあります。町ともどもですね、今後ともなるだけ不納欠損がないように、努力をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
委 員 長	副町長
副 町 長	不納欠損につきましては、73、74、ここに質問が集中しておるようでございますが、要は73ページですね、先ほどから課長が申しておりますように、1号から4号、この中でですね、要はうちの職務怠慢ですね、やったのはどれなのかというふうなことなんですよね。 やっぱり住民に分かってほしいというのがですね、1号については、先ほど課長が申しましたように、生活保護とか生活困窮になって執行停止になったと。もうどうしようもないわけです。 そして2号というのが、相続放棄なんかされてですね、もうこの物件については、誰も相続する人がいないと。で、期限がきたんだというふうなことで、その時期が来たから、もう仕方なくですね、課税権がなくなったというようなことなんですよね。 3号につきましては、1号と同じ内容であってですね、停止期間中に、もう5年が過ぎたと。要するに生活困窮になられてですね、5年過ぎたから権利がなくなったというような、もう法で、そういうふうに定まっておる内容なんです。これを過ぎた後、取るということになってくると、これまた違法になってくるわけでございます。 4号についてがですね、一番職務怠慢じゃないかというようなことになろうかと思えます。 これについては、要するにですね、死亡者が出てですね、差し押さえができない。要するに死亡者課税によってですね、亡くなられたことによって差し押さえができない。だから、相続人を見つける。見つけるのに、やっぱり時間がかかるわけですよ。

	全国どこにおらっしゃるか分からない。 そういうことで、時間がかかって、そして要するに期限がきたと、時効がきたというような内容ですね、県外におられることが分かればですね、文書なりでちゃんとお知らせするわけですが、要するにどこにおらっしゃるか分からないというような段階では、これは、裁判するしかないわけですね。裁判して、要するにその期限内に申し出なければ、要するに自動的に町の持ち物にするか、国の財産にするか、それから先決めるわけでございますが。 ただ4号だけがですね、やっぱりそういう時間がかかると。うちがいくら調べても分からないというようなことで、お叱りを受けるなら4号かなというような内容になっています。 しかし、職務怠慢ですね、そういうふうな事案は、これは職務怠慢だからというふうですね、事案は起きておりません。 要するに、やっぱ仕方ないと、どう調べても相続人が見つからないとか、そういうことでですね、仕方なくという言葉は不適當かと思いますが、法的に処分するという内容でございます。以上です。
委員長	久保委員
久保委員	引き続き、不納欠損のことでお聞きます。 今回4, 500万という大口でございます。課長の説明では、大口があったからということでございますが。 ちなみに来年ですね、26年度、予備軍もおられると思いますが、このような大きな金額にはならないだろうと思います。 まだ時間がございますから、今から徴収の時間はございますから、はっきり言われんと思いますけど、大体想定的に、こんなに大きな金額にはならんですよ。 どのくらいの想定してあるのか、お聞きをいたします。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 先ほどの回答の中にも出てきましたが、合併してからの現在までの欠損の額を見てみましたところ、平均が2, 900万から3千万以内ぐらいでしたということでお話ししましたので、それを下回るようにはとは思っております。概算でございます。
委員長	久保委員
久保委員	アベノミクスですね、にわかに景気が良くなっているというか、株価が上がっているとかいう話が出ておりますけど、まだまだ地方のほうではたいへん厳しい状況が続いております。 そういうことであれば、まだ経済的に困窮な状態があつて、こういうふうな滞納がまだ増えていかれると思います。努めて一生懸命収納には頑張ってくださいように、よろしくお願いします。
委員長	木村委員
木村委員	資料の65ページでございます。一番下の入湯税について、お尋ねします。 これは、課題としてですね、今後も引き続き申告納付の確認が必要であるということですね、さっき入湯税につきましては、花立山温泉であると、補足説明がございました。 そういった中で、歳入のほうで確認しますと、入湯税で未済額は0ということで、きちっとした適正な申告がされて、適正な納付がされてあるんだろうと予測するわけでございますが。 そういった中で、課題としてわざわざ、引き続き申告納付の確認ということであれば、これは、窓口業務であれば、いて当然のことですよ、これは。

	その他に何か問題があつて、このように課題をあげられたものでしょうか。
委 員 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 今後も引き続き申告納付の確認をしていくことが必要と、いうことであげておりますのは、やはり申告主義に任せとったらいかんで、町からもですね、やっぱりきちっと現場とかも確認しながら、正常に大体納めてあるのかとか、そういうところも目配り、気配りという意味で上げております。以上でございます。
委 員 長	川上委員
川上委員	今、副町長の答弁で、ほんと中身が詳しく皆さん分っておられたと思います。 ただ、この４番のですね、時効完成、これだけがやはり職務怠慢かどうかということで、説明をされたわけですが。 今の答弁によりますと、一生懸命頑張った結果、８０件で収まるとということで、理解されるんですが。 私が心配しますのは、私も監査指摘事項で、ここは強く言わせてもらいました。 というのが、仮に健康保険税が１３人の方が不納欠損、落とされております。この方で、皆さん死亡とかでおられないならいいんですが、生存されておってですよ、またこの方が健康保険税を、また徴収しなければならないということになった場合ですね、そうした場合短期証も発行しなければなりません。そういうときにまた現年度分が出てくるのか、ということをおっしゃると思います。 ですから、すべてがこれでもう終わって、これから全然発生しないということならいいんですが、この町民税なり健康保険税、この方で生存されておって、また現年分から発生してくるというふうになれば、またこれが、その方たちが支払い能力がなければですよ、またこれが発生してくるということも懸念されます。 ですから、そこら辺の対策をですね、やはりどうにかしていかなと、今後また同じように、どうどうめぐりの繰り返しが出てくるかもしれません。ぜひ、そこら辺の対策を、強く要望します。
委 員 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 また、欠損された方がですね、次の次年に、またあった場合とかの心配をされている分と思います。 中にはですね、そういう方も出てくる可能性もあります。徴収事務の手法としてですね、地方税法に基づく段階的事務処理を行っていくところでございますが、今後ですね、何らかの理由で、また状況が一変する場合もあるかもしれませんので、同じような方の、そういう方に対してですね、今後とも預金等の徹底したですね、財産調査とか、そういうものに継続して努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
委 員 長	これで質疑を終わります。 税務課を終わります。 続きまして、住民課、人権・同和対策室の説明を求めます。 住民課長
住民課長	住民課と人権・同和対策室でございます。 まず、決算書のほうから説明をさせていただきます。 決算書の５７ページをお開きください。 ２款１項１８目総合支所総務費でございます。支出済１２，３０５千円です。 １１節需用費３，５５３千円、主なものは、光熱水費２，７７４千円です。 １２節役務費１，１０５千円、これは、主に電話料でございます。

	1 3 節委託料7, 2 0 4千円、主なものは、常駐警備委託料4, 7 8 8千円、日常清掃委託料1, 0 2 8千円でございます。 1 5 節工事請負費については、支出がございません。 続きまして、決算書の7 5 ページをお願いします。 2 款3 項1 目戸籍住民基本台帳費、支出済額7 7, 1 1 1 千円です。 1 節報酬5, 7 1 3 千円、本庁1 名、支所窓口係2 名の嘱託職員の報酬です。 2 節給料から4 節共済費につきましては、職員の人件費等で省略をいたします。 7 節賃金5 9 4 千円、1 1 月からの職員の育児休業に伴う代替としての臨時職員の賃金でございます。 1 1 節需用費6 8 4 千円、消耗品費4 5 9 千円、このうち約3 3 0 千円は追録等の書籍代です。 1 2 節役務費5 0 千円、手数料1 2 千円、これは、電子証明発行手数料2 5 件分でございます。 続きまして、7 7 ページをお願いいたします。 1 3 節委託料1 4, 5 5 0 千円、戸籍システム保守委託料4, 4 8 0 千円は、戸籍システム用ハードウェア保守料及び1 0 月からの戸籍副本システム保守料、委託料でございます。 住基カード発行業務委託料1 0 0 千円です。 人材派遣委託料2, 0 2 9 千円、4 月から5 月までの3 名、1 月から3 月までの1 名の派遣職員分です。 戸籍総合システムサーバー等更新委託料1 1, 7 6 0 千円は、戸籍総合システムのサポート期間が終了する Windows x p から Windows 7 にバージョンアップをして、法改正に対応したもの、及び戸籍副本データ管理システム構築に要する LAN 回線の接続工事でございます。 公的個人認証機器OSアップグレード作業委託料3 9 千円となっております。 続きまして、8 7 ページをお願いいたします。 3 款1 項2 目人権対策費です。支出済1 4, 5 4 3 千円です。 1 節報酬4 5 千円、人権施策推進審議会委員日額報酬で、2 5 年度は2 回開催をしております。 8 節報償費4 8 千円、8 月に開催しました、区長さん、民生委員さんたちを対象とした、各種団体研修会の講師謝礼でございます。 1 1 節需用費1, 7 6 2 千円、人権の花運動の消耗品1 1 6 千円。2 5 年度につきましては、三輪小学校で実施をしております。 修繕料1 8 9 千円、4 カ所の集会所の修繕費です。 印刷製本費1, 0 1 3 千円、全世帯に配布しています人権啓発冊子、カレンダー、「ひらけ未来に」の印刷代及びポスター、チラシ代でございます。 1 3 節委託料8 3 8 千円、7 月に開催しました同和問題啓発強調月間講演会に要した費用でございます。 1 5 節工事請負費7 1 9 千円、主なものは、啓発看板設置工事6 3 7 千円で、各公民館等5 4 カ所に設置をしております。 1 9 節負担金補助及び交付金1 0, 7 0 6 千円、同和事業促進補助金6, 6 9 0 千円、これは、部落解放同盟の朝倉地区協議会への活動補助金です。 朝倉地区同和対策推進協議会負担金3, 7 1 2 千円、これは、朝倉市、東峰村、筑前町、3 市町村で構成します協議会への負担金です。 その他、町人権擁護委員会補助金、朝倉人権委員会負担金等でございます。 2 3 節償還金利子及び割引料9 0 千円、過年度分専修学校貸付金返還金9 0 千円は、従前の地域改善専修学校等技能習得資金補助金で、平成2 4 年度に借受人から返
--	--

	還された分を25年度で県に返還したものでございます。 続きまして、89ページをお願いいたします。 3款1項3目隣保館運営費、支出済額40,388千円です。 1節報酬6,745千円、館長及び指導員2名、それから生活相談員7名の報酬です。 8節報償費2,750千円、これは、各種学級、講座等の講師謝金でございます。 11節需用費1,741千円、修繕料350千円は、調理室のエアコン修繕、床シートの交換、和室の畳表替え等でございます。 13節委託料2,009千円は、施設管理に伴う各種の委託料と大規模改修工事に伴います工事管理業務の委託料でございます。 15節工事請負費25,550千円は、隣保館の大規模改修工事で、工事の内容といたしましては、内外壁クラック補修、塗装、上水道引き込み、配管取り替え、屋根防水、トイレ改修等でございます。 なお、工事の過程におきまして、外壁、内壁の打診検査の結果、外壁、内壁の細部にひび等が発生しているのが判明いたしましたので、予備費から412千円を充用し、施工させていただいております。 19節負担金補助及び交付金763千円の主なものは、上下水道加入金の693千円でございます。 続きまして、主要施策の成果及び将来の課題等の説明をさせていただきます。決算審査特別委員会資料をお願いいたします。 75ページをお願いいたします。住民課の分です。 人口及び世帯数ですが、25年度末の人口29,530人、昨年度より171名の増。世帯数10,281世帯で、148世帯の増、年度末時点で1世帯当たり2.9人となっております。 次に、戸籍の受理件数でございます。届け出の種類、件数を記載しております。昨年度と比較をしております。 筑前町で受け付けております戸籍の届けは、やや昨年度と比べ増加傾向にあるというふうなことが言えると思います。 続きまして、外国人住民につきまして、住民基本台帳に記載されている外国人住民の方は148名、79世帯となっております。 次に、住民基本台帳の交付状況です。昨年度末671名、33名の増、交付率といたしまして2.27%、昨年度から0.09ポイントアップとなっております。 なお、住基カードにつきましては、有効期限が10年となっております。平成25年7月8日から、外国人住民の方にも交付できるようになっております。 次に、戸籍謄本等及び住民票、印鑑登録証明、各種の有料証明書の交付件数と手数料の状況です。交付件数及び手数料収入は、記載をしておるとおりでございます。 前年度と比較しますと、交付件数が870件の増、手数料収入は490千円の増となっております。 また、本庁と総合支所の割合ですが、件数及び収入額とも、合併後ほぼ同じ割合で推移しており、本庁が約68%、支所が32%となっております。 また、木曜日の時間外窓口の延長業務の利用状況ですが、前年度とほぼ同様な利用状況でございます。1日1回、開けている開庁時の来客数としては、4名から5名という形になっております。 続きまして、76ページをお願いいたします。 総合支所関係でございます。 主要施策の方向といたしましては、支所庁舎施設維持管理でございます。具体的措置につきましては、記載のとおりでございます。
--	---

	成果につきましては、業務を委託契約することによって、施設の適正管理を行っているところです。 将来の課題として、契約期間の履行状況の確認でございます。 現在、長期継続契約は、清掃委託、常駐警備委託、機械警備委託、自動ドア点検委託となっており、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年契約を行っています。 次に、77ページをお願いします。 人権・同和対策室です。項目は、人権・同和問題の啓発と地区集会所の管理でございます。 主要施策の方向、人権教育及び啓発の推進では、平成21年度に策定しました人権教育啓発指針に基づきまして、平成22年9月に、人権施策実施計画を策定し、平成25年度も実績、課題、今後の必要な取り組みについての修正を行っております。 次の、町人権・同和教育推進協議会の3部会連携による人権啓発活動から、朝倉地区人権・同和対策推進協議会活動につきましては、前年度の実績等を踏まえながら、事業を展開してきたところでございます。 地区集会所の管理につきましては、主に空調などの修繕を行い、施設整備に努めたところです。施設の老朽化が進んでおり、今後も施設整備が必要であり、上水道の給水開始に伴い、接続工事等も必要になってきます。 続きまして、78ページをお願いします。 隣保館の事業は、項目にあります隣保館運営事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業、広域隣保館活動事業の事業、及び解放文化祭、学習活動を行っております。 それぞれ前年度の事業内容について工夫を凝らしまして、各種講座、学級及び相談事業を実施しております。 講座の内容、開催回数や参加者につきましては、成果の欄に記載をしているとおりでございます。より多くの参加となるように、広報等の掲載、さらに工夫をしていく必要があるかと思っております。 なお、隣保館は社会福祉法に規定されている施設でございます。今後の人権・同和教育及び啓発の重要な施設となるものでございます。隣保館運営事業につきましては、県から4分の3を補助金を受けております。今後も隣保館活動の充実と推進に努めていきたいと思っております。 以上で、住民課と人権・同和対策室を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 山本委員
山本委員	資料の75ページですね、先ほど説明がございました。 主要施策の方向、具体的措置、成果、将来の課題と書いてありますけれども、成果はちゃんと書いてあります。 将来の課題というところの欄ですけれども、これ、課題じゃなくて、もう成果をずっと書いてあるように感じますが、文章の感じがですね、若干課題は、いくつか項目載っておりますが、これ、結局こっちの成果と一緒に、ここはどうしたらいいのかとか、ここは今後こんなふうにやっていきますよというか、そういう課題を載せるべきじゃないのかなと感じておりますが、どのようにお考えでしょうか、回答をお願いします。
委員長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 確かに山本委員が言われますとおり、将来の課題のところに、実績等の記載がされている箇所が数カ所あります。 成果のところに書ききれなかったというのが1つありますけれども、今後はきちん

	とした将来の課題という形で、掲載をさせていただきたいと思います。
委 員 長	山本委員
山本委員	そのようにはっきりと課題は課題で載せられて、また、しっかり勉強というか、頑張っていたいただきたいと思います。終わります。
委 員 長	栗野委員
栗野委員	75ページの木曜日の時間延長業務についてお尋ねをいたします。 資料によりますと、4、5人程度、来庁者が全然なかったという記録がされておりますが、昼間電話で予約して、夜に証明書なんかを取りに行く、ガードマンから渡してもらうとかいう手法はできないのでしょうか。
委 員 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 現在、栗野委員からの質問で、昼電話を頂いて、証明書等の分をガードマンにこづけて、そこで交付という形は行っておりません。 ただ、朝倉市等が電話受付をして、ガードマンのほうから住民票等の交付というのは、今現在実施をしているということを聞いておりますので、そういったところも含めて、ただ、警備会社等との契約等もありますので、そういったところは前向きに検討させていただきたいと思います。以上です。
委 員 長	栗野委員
栗野委員	職員の給与なんかの面もありましようからですね、ただ、今、課長が申されましたように、警備員とのあれもありましようけど、なるべくそういう方向にもっていったら、住民の方なんか非常に便利じゃなかろうかと思しますので、よろしく願いをいたします。
委 員 長	河内委員
河内委員	同じく75ページの木曜日の時間延長業務ですが。 昨年から一本化に向けて検討したいという将来の課題がありました。1年間どのような検討をされたんでしょうか、お尋ねをします。
委 員 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 支所業務の、支所で言う、支所、本庁に限りまして、木曜日の受付につきましては、証明書の交付だけ、他の業務につきましては、他課の関係がございますので、証明書の交付だけという形でしております。 支所の在り方の検討委員会、支所の建物のもので、検討委員会等の回答、答申も出ておりますので、それを含めたところで、今年度詰めていきたいというふうに考えておるところです。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	ただ、去年の決算書の成果と課題とですね、今年の成果と課題、まるっきり同じ語句が並んでいますので、その辺は気を付けていただきたいと思います。
委 員 長	田中委員
田中委員	成果と課題の77ページでございます。 地区集会所の管理というふうにあるんですけども、現在、集会所、筑前町における集会所の数と使用状況をご説明ください。
委 員 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 地区集会所は、町内全部合わせて10カ所。 ただこれは、隣保館を含めております。隣保館の2階が地区の集会所という形になっておりますので、隣保館を含めて10カ所ということでお願いします。

	地区集会所の利用状況につきましては、各地区の会合とか隣保館が実施しておりますが、広域隣保館活動等で使用をしているところです。以上です。
委 員 長	田中委員
田中委員	私が聞きたいのはですね、ほぼ使っていないような集会所もあるのではないかなと思ってんですけど、そういうところはございませんか。
委 員 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 10カ所のうち1カ所が使用していないということでございます。
委 員 長	田中委員
田中委員	使用がなされてないということなら、今後解体するのか、そういうふうな状況なのかと思いますけども、その点の、将来的にどうお考えをなさいますでしょうか。
委 員 長	住民課長
住民課長	お答えします。 地区のほうと協議をしながら、今後必要な施設かどうかというのを協議しながらですね、検討していきたいと思っております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	関連で。 1カ所未使用の場所はどこかということと、どれぐらい使用されてないのか、お尋ねします。
委 員 長	住民課長
住民課長	お答えします。 三輪地区の大塚集会所です。 何年使用していないのかというのは、ちょっと把握をしておりませんので、調べまして、またご連絡をさせていただきたいと思います。以上です。
委 員 長	これで質疑を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで休憩します。 4時15分から再開します。 (16:34)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 健康課の説明を求めますけども、本日3日間特別委員会を取っておりますので、今日は5時に終わりたいと思っております。説明だけで今日は終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。 (16:45)
委 員 長	それでは、健康課の説明を求めます。 健康課長
健康課長	それでは、健康課の決算について、説明をいたします。 決算書のほうから説明をいたしますので、決算書の87ページをお願いいたします。 3款1項1目社会福祉総務費の28節繰出金246,163千円です。 すべて国保会計の繰出金で、それぞれの決算額は備考に記載のとおりです。 出産育児一時金の繰出金が、前年度より51%増になっておりますけど、出産育児一時金につきましては、通常1件につき420千円の支出がありますので、件数の増減によっては、各年における変動が生じるところです。 なお、町からの繰出金は、出産育児一時金の3分の2となっております。また、法

	定外の操出金は1億円の支出となっております。 89ページ、4目国民年金費です。支出済額42千円で、すべて事務費です。 なお、91ページ、19節の負担金につきましては、国民年金協会が解散をしたことによりまして、支出額が0となっております。 93ページ、5目老人福祉費です。 19節負担金補助及び交付金の健康課分を説明いたします。 はり・きゅう・マッサージ施術費補助金435千円で、町単独事業により支出をいたしております。 次に、後期高齢者医療療養給付費負担金350,448千円です。前年度より10.2%の増となっております。 この負担金につきましては、療養給付費の12分の1を町が定率負担をするものです。 28節操出金90,706千円で、後期高齢者医療特別会計への操出金です。前年度より、基盤安定操出金が4.2%の増、事務費操出金は6.5%の減となっております。 基盤安定操出金の全額と事務費操出金のうち8,281千円は、町の後期高齢者医療特別会計を経まして、後期高齢者広域連合へ支出をするものでございます。 95ページ、7目重度障害者医療対策費です。90,747千円を支出いたしております。 20節扶助費は、前年度より3.1%の減で、85,294千円となっております。 23節の償還金4,567千円は、前年度県費補助金超過分を返還したものでございます。 次に、8目ひとり親家庭等医療対策費です。15,716千円を支出しております。 20節扶助費は、前年度より12.7%増の15,285千円となっております。 次に、99ページ、3款2項2目児童措置費です。 この目は、こども課と共用しておりますけど、健康課分につきましては、児童手当支給にかかわるものです。 101ページの20節扶助費が児童手当になります。516,320千円を支出しております。前年度より0.7%の減となっております。 次に、103ページ、5目乳幼児医療対策費です。72,688千円を支出しております。 105ページ、20節扶助費、前年度より7%増の68,177千円を支出いたしております。 4款1項1目保健衛生総務費として、105,509千円を支出いたしました。 19節負担金補助及び交付金のうち救急医療事業費負担金として、総額37,601千円を支出いたしております。 詳細につきましては、備考記載のとおりでありますけど、前年度より2,189千円の増額になっています。 休日夜間急患センター運営費負担金と歯科休日急患診療事業費負担金が増加をいたしております。今後も休日夜間急患センター等の周知徹底及び医師会との十分な協議を行いながら、進めていきたいと考えております。 107ページ、2目母子衛生費です。 母子衛生費は、妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健事業に対する経費で、33,933千円を支出いたしております。対前年度比6.9%の増となっております。 1節の報酬につきましては、助産師1名、一般事務嘱託職員1名、計2名の報酬でございます。 支出増の主な要因につきましては、13節委託料のうち妊婦健康診査委託料、18
--	---

	節の備品購入費の公用車購入費、20節扶助費の未熟児養育医療給付費が、県から事務移譲されたものによるものです。 なお、未熟児養育医療給付費の不用額が多額となっておりますけど、未熟児の状態によっては、多額の医療費を要することがありますので、予算を確保しておいた結果、多額の不用額が出たものでございます。 3目予防費です。76,333千円を支出し、対前年度比34.5%の増となっております。 これは、109ページ、13節委託料のうち定期インフルエンザ予防接種委託料と、19節の負担金補助及び交付金のうち、若年インフルエンザ予防接種助成金を平成24年度予算におきまして、4目の健康推進費で計上していたものを、25年度から3目の予防費へ予算の組み換えを行ったことによるものでございます。 109ページ、4目健康推進費です。34,342千円を支出し、対前年度比52.3%の減となっております。 これは、先ほど申し上げました3目予防費との予算の組み換えによるものが、大きな要因でございます。 111ページ、6目そったく基金事業費です。 そったく基金事業として、健康づくり推進モデル地区事業を6地区で実施をしていただいて、補助を行っております。 以上で、決算書のほうの説明を終わります。 次に、決算審査特別委員会資料で、主要施策の成果について、説明をいたします。資料79ページから86ページとなっております。 健康課の平成25年度の体制は、国保医療係、健康推進係、年金係の3係で業務を行っております。 それでは、記載順に説明をいたします。 79ページの国保医療係です。 児童障害者医療費は、前年度と比較をいたしまして、対象者が15人の増、扶助費が2,737千円の減となっております。 ひとり親家庭等医療費は、対象者が7人の増、扶助費が1,723千円の増となっております。 乳幼児医療費は、対象者が64人の増、扶助費が4,456千円の増となっております。 健康づくり推進モデル地区事業を23年度から実施をしておりますが、平成25年度におきましては、7地区に対し1,785千円を助成をしております。 町民の健康意識の向上、健康の維持増進、地域コミュニティの増進に寄与する事業として、事業発展に向けたさらなる取り組みが必要と考えておるところでございます。 80ページ、健康推進係です。 保健衛生で、救急医療体制の充実に取り組んでおります。広域圏事業として、休日夜間急患センター事業を朝倉医師会に委託をいたしておりますが、事業の収入が増えれば、事業に対する負担金も削減が可能になってきますので、住民への事業周知が必要だと考えております。 健診の説明会、老人クラブ等の会合、乳幼児健診などの機会を利用いたしまして、この事業の周知を図ってきたところでございます。 次に、健康推進ですが、生活習慣病予防では、特定健診の受診率は、22年度に24.8%まで低下をいたしておりましたが、23年度から徐々に盛り返し、特に25年度は地域ぐるみで健康の意識向上を図るため、完全予約制の地区割健診を行いましたところ、速報値で33.8%まで挽回をすることができました。今後は完全予約
--	--

	制の周知と協会健保被扶養者の受入れとともに、個別健診との両立を図ることで、さらに健康推進対策を進めていきたいと考えておるところです。 また、同時に実施をいたしましたがん検診も受診率は伸びておりますが、女性がん検診については、前年をやや下回る結果となっております。受診しやすい体制整備とさらなる周知啓発を図ることが必要だと考えております。 女性がんの無料クーポンにつきましては、5歳刻みの指定年齢の方法で、5年間を継続し、25年度が最終年度ということでございましたけど、実際のクーポン券の利用状況につきましては、事業実施の2年目以降は徐々に低下をしておったというような状況でございました。 81ページの特定保健指導につきましては、6カ月間の追跡で経過を見ております。 表の実施率は、今年3月末時点の暫定値でありまして、継続中の人を含んでおりません。医療費削減や住民の健康維持増進には、健診受診後の保健指導が欠かせないと思っております。今後も医療費の削減に繋がるように、健康は自分でつくっていくといったような効果的な保健指導の実施に努めていきたいと思っておるところです。 また、特定保健指導以外にも重症化予防指導を個別に行い、異常をそのまま放置しないような指導を行ってきたところ です。 次に、健康教育では、健診結果から生活習慣病の重症化予防を目的といたしました教室と、各地区の老人クラブ等からの要請で、脳梗塞や認知症の予防講座など、血管の老化予防を中心に実施をしてきたところ です。 82ページです。 地域支援事業でございますが、高齢者運動教室は福祉課と連携し、実施をしてきた事業でございます。運動機能の低下がある人を対象とした運動教室を、家に閉じこもりがちになる冬場に開催をしております。大変好評でございまして、予定を延長して、2カ所で計18回の開催を行っております。 次に、献血推進でございますが、例年どおり2カ所で、年6回の開催をいたしております。献血者数が391人です。 次に、精神保健、自殺対策でございますが、精神保健福祉士によります個別相談の定期開催や関係機関と連携を取り、相談窓口のチラシ作成などを行いました。 心の健康講座では、久留米大学の内村先生の講座が、多くの参加者がございまして、心の健康についての啓発活動が、今後も重要だというふうに考えておるところです。 次に、母子保健事業です。 妊婦健診の受診回数は、平均10.8回となっております。前年度から0.6%ほど上回っております。14回の定着が進んでいるというふうに捉えておるところでございます。 検査項目などにつきましては、県医師会と協議しながら、県下統一内容で実施をしております。 83ページ、パパママ教室につきましては、
委員長	健康課長、ちょっと説明を中断させていただきます。 お諮りします。 本日の会議は、予め時間の延長をしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 したがって、本日の会議時間は、延長することに決定しました。 続き、説明をお願いしたいと思います。

健康課長	83ページ、パパママ教室につきましては、記載のとおりでございます。 (2)の乳幼児健診につきましては、受診率は前年度よりも、いずれも伸びておりますが、10カ月検診の受診率がやや低い傾向にございます。乳幼児健診の受診率を上げ、すこやか相談や各教室への参加を増やすことで、子育ての不安や母親の健康相談など、子育てしやすい環境づくりと、虐待の早期介入など、母子保健事業からも子育ての支援をしていきたいと思っております。 84ページの②の医療相談でございますが、早期発見ということを目指して、事業を実施しておるところでございます。 85ページ、感染症予防です。 予防接種につきましては、種類も多くて、年度途中の予防接種法の改正など、毎年行われている状況でございます。 25年度は、それまで任意の予防接種として実施をしてきましたヒブと小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となりましたけど、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、副反応対策のために、国において平成25年7月からは、積極的勧奨を控えるという対応が現在も続いております。 また、今議会におきましては、補正予算を提案をさせていただいておりますが、26年10月からは成人の肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチンが定期接種となるなど、その周知と医療機関との協議など、迅速な対応を図っているところです。 86ページ、年金係です。国民年金につきましては、被保険者数が毎年減少しておりますけど、短期雇用者が増加をされておりますので、資格取得などの届けにつきましては、件数が増加をしているといったような状況でございます。 住民の方々の不利益にならないように、広報紙などによりまして、申請免除制度などの啓発に努めているところです。 児童手当につきましては、前年度と比較し、わずかですが、支給対象者が減少をしております。 児童扶養手当につきましては、離婚等の増加によりまして、支給対象者が増加傾向にございます。 特別児童扶養手当につきましては、支給対象者の変動はさほどありませんけど、支給対象者と思われる方への制度周知につきまして、障害福祉関係部署との連携に努めてきたところでございます。 以上で、健康課からの説明を終わります。
委員長	以上で、健康課の説明が終了しました。
散会	
委員長	本日は、これで散会します。 明日は、午前10時から会議を開きたいと思っております。9時30分までに議員控室にご集合ください。どうもお疲れさまでございました。 (17:04)